

第2期 今帰仁村

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

沖縄県 今帰仁村

はじめに

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来のわが国の担い手の育成と社会基盤の形成を図るうえで必要不可欠です。依然として少子高齢化が進む中、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化など、祖父母や近隣の住民等から子育てに対する助言、支援及び協力を得ることが困難な状況になっており、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。



本村においても、保育ニーズの多様化が進んでいることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなどから、子どもがほしいという希望をかなえられない人も多く存在しています。そうした現状を踏まえ、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができるよう、「第1期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた「第2期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定いたしました。

本計画の理念であります「ゆたかな自然と地域に包まれて、子どもが健やかに育まれる今帰仁村 ～未来に向かってみんながつながる安心な子育てを目指して～」の実現に向けて、計画の着実な推進と課題解決に努めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、「今帰仁村子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育てに関するアンケート調査」、「パブリックコメント」などに御協力頂きました村民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

今帰仁村長 喜屋武 治樹

目 次

第 1 章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 3
- 3 計画の期間 3
- 4 計画の対象 3
- 5 計画の策定体系 4

第 2 章 子どもを取り巻く状況

- 1 今帰仁村の子どもと子育てを取り巻く状況 5
- 2 アンケート調査等からみる子どもの状況 19
- 3 第 1 期 今帰仁村子ども・子育て支援事業計画評価 26
- 4 第 2 期計画に向けた課題 33

第 3 章 計画の基本理念、基本目標

- 1 基本理念 36
- 2 基本的な視点 37
- 3 基本目標及び施策の方向性 39

第 4 章 施策の展開

- 1 【基本目標 1】 地域における子育て支援の推進 40
- 2 【基本目標 2】 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 46
- 3 【基本目標 3】 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 52
- 4 【基本目標 4】 子育てを支援する生活環境の整備 57
- 5 【基本目標 5】 職業生活と家庭生活との両立の推進等 60
- 6 【基本目標 6】 特別な支援が必要な子どもと家庭の支援 61

第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期

- 1 教育・保育提供区域の設定 67
- 2 児童人口推計 68
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容
及びその実施時期 69
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに
提供体制の確保の内容及びその実施時期 71
- 5 幼児教育・保育施設の施設整備の今後の方向性 78
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 79

第 6 章 計画の推進

- 1 計画の進捗管理・評価方法 80
- 2 関係機関との連携強化 80

参考資料

- 資料 1 今帰仁村子ども・子育て会議条例 81
- 資料 2 今帰仁村子ども・子育て会議委員名簿 83

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブームには約270万人、第2次ベビーブームには約210万人でしたが、2016(平成28)年には1899(明治32)年の統計開始以来、初めて100万人を割り、2017(平成29)年には過去最低の94万6,065人となりました。合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、2005年には過去最低である1.26まで落ち込んでいます。

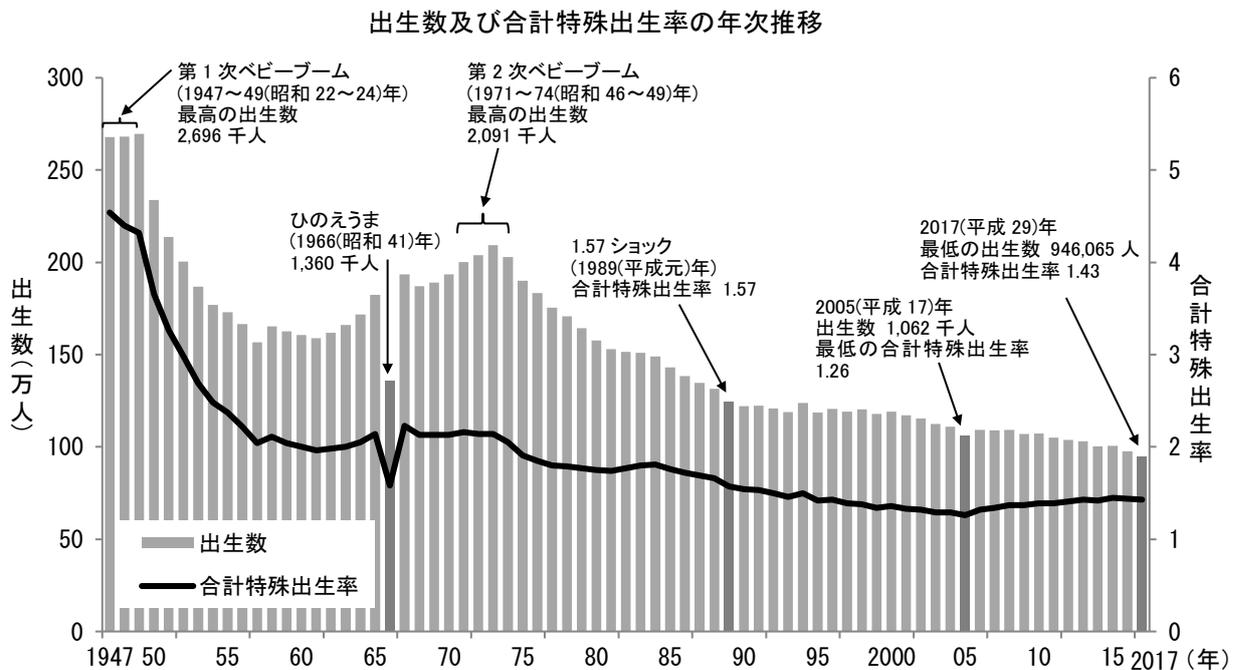
急速な少子化の進行や核家族化は、地域の間人関係の希薄化や、家庭や地域での子育て力の低下につながると言われており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、2003(平成15)年に「次世代育成支援対策推進法」を制定、2012(平成24)年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、2015(平成27)年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

また、2017(平成29)年6月には「子育て安心プラン」を掲げ、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿の整備や、2017(平成29)年12月の「新しい経済政策パッケージ」、2018(平成30)年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2018」にて幼児教育・保育の無償化の方針が示され、2019(令和元)年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

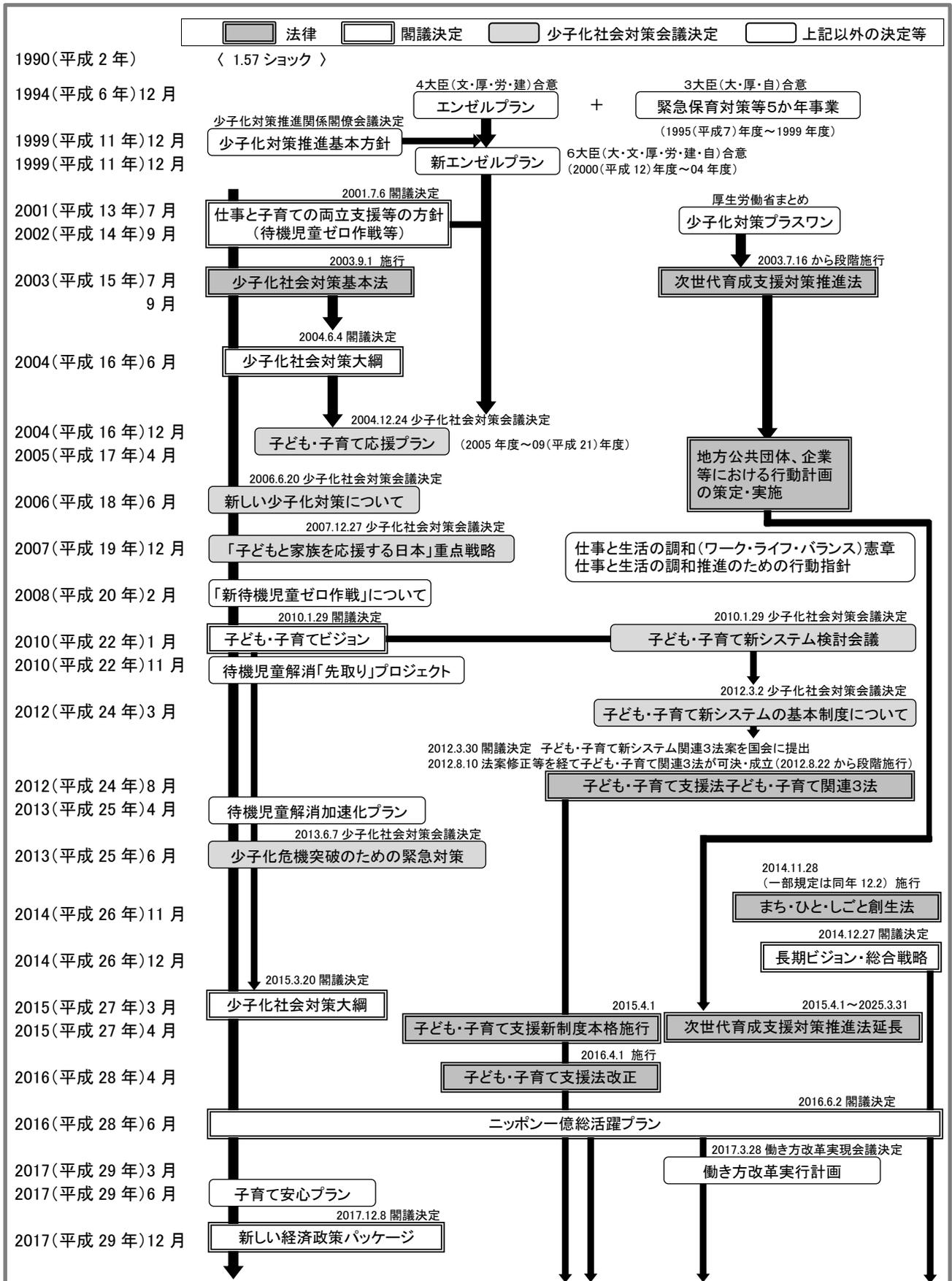
本村は、2015(平成27)年3月に「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画(以下、第1期計画)」を策定し、『ゆたかな自然と地域に包まれて 子どもが健やかに育まれる今帰仁村』を基本理念とし、子育て環境の整備に取り組んできました。

2019(令和元)年度に第1期計画の計画期間が終わることから、第2期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画(以下、第2期計画)を策定し、引き続き、子どもが健やかにはぐくまれ、安心して子育てできる環境整備を推進して行きます。



出所：令和元年版 少子化社会対策白書

これまでの少子化対策



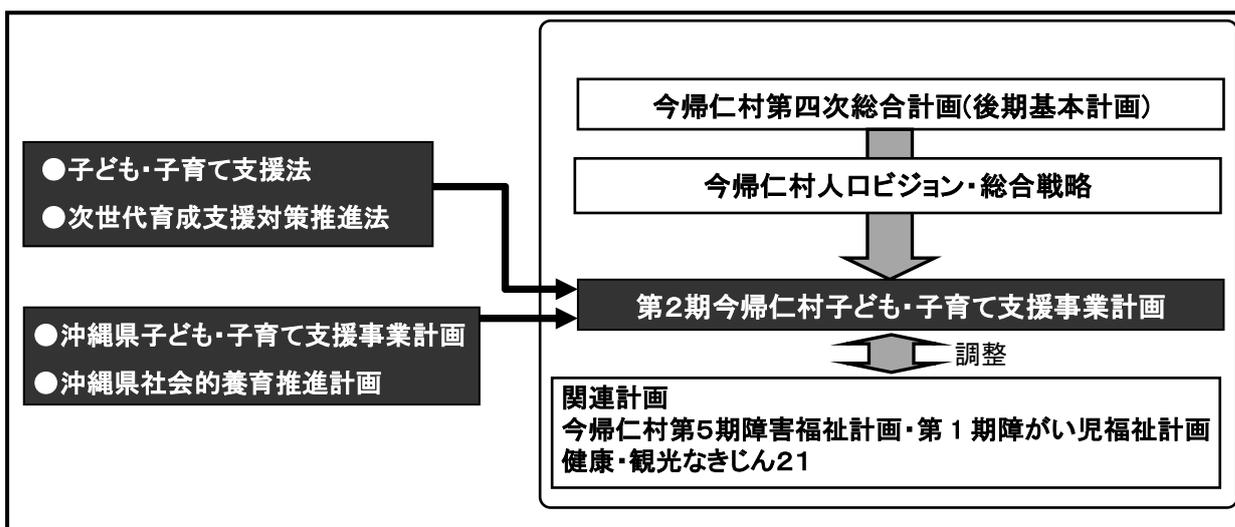
資料：内閣府資料

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

また、本計画は、本村のまちづくりの最上位計画である「今帰仁村第四次総合計画(後期基本計画)」や「今帰仁村人口ビジョン・総合戦略」、「今帰仁村第 5 期障害福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」などの関連計画及び沖縄県の関連計画と整合性を図り策定するものです。

計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の期間は、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 か年間を計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間年度 2022（令和 4）年度において、計画の点検を行い、必要な見直しを行うものとします。

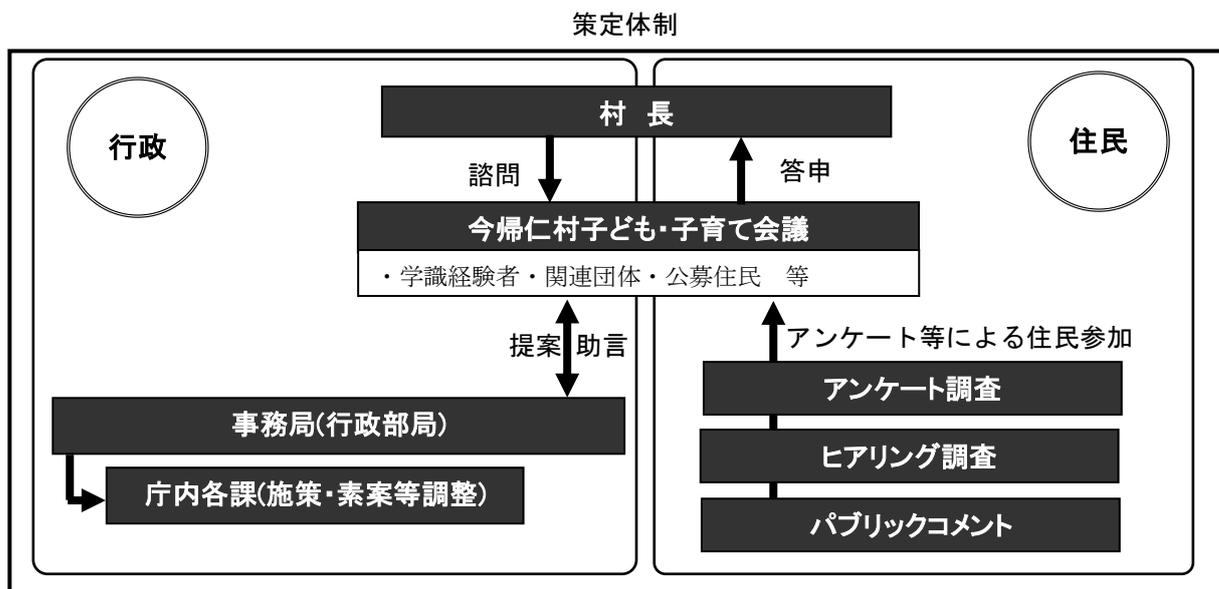
4 計画の対象

本計画における「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を指します。

5 計画の策定体系

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として、学識経験者や教育・保育関係団体の代表者、住民等で組織する「今帰仁村子ども・子育て会議」において審議を行うとともに、アンケート調査、ヒアリング調査、パブリックコメントを実施し、多くの意見を頂きました。



(2) アンケート調査

第2期計画を策定するにあたり、村内に在住する就学前児童及び就学児童の保護者を対象として、本村における子ども・子育ての現状や、教育・保育・子育て支援事業の利用状況や利用希望について把握することを目的としてニーズ調査を実施しました。

(3) ヒアリング調査

本村において、学童保育を実施している3団体に対し、取組状況、今後必要な取り組みについてヒアリング調査を行いました。

また、子育て支援に関わる関係各課に対し、第1期計画の各施策に対しての取組や評価、課題や今後の方向性を確認し、本計画の子ども・子育て支援の施策展開の整理に活用しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の素案について、住民の方々から幅広く意見を募集するため、令和2年2月10日から令和2年2月20日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 子どもを取り巻く状況

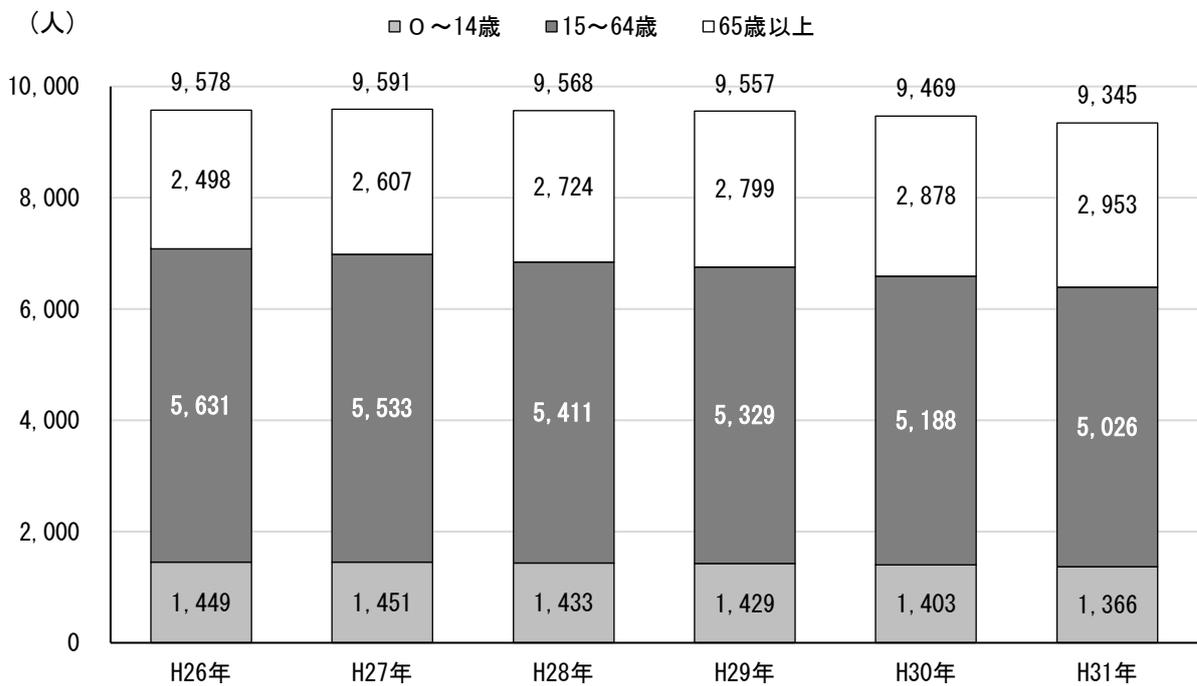
1 今帰仁村の子どもと子育てを取り巻く状況

(1) 総人口の推移

本村の総人口は平成26年の9,578人から平成31年には9,345人と233人減少しています。

総人口を年齢3区分別にみると、年少人口(0~14歳)は、平成26年の1,449人から平成31年には1,366人と83人減少、生産年齢人口(15~64歳)は、平成26年の5,631人から平成31年には5,026人と605人減少、老年人口(65歳以上)は、平成26年の2,498人から平成31年には2,953人と455人増加しています。

総人口の推移(今帰仁村)

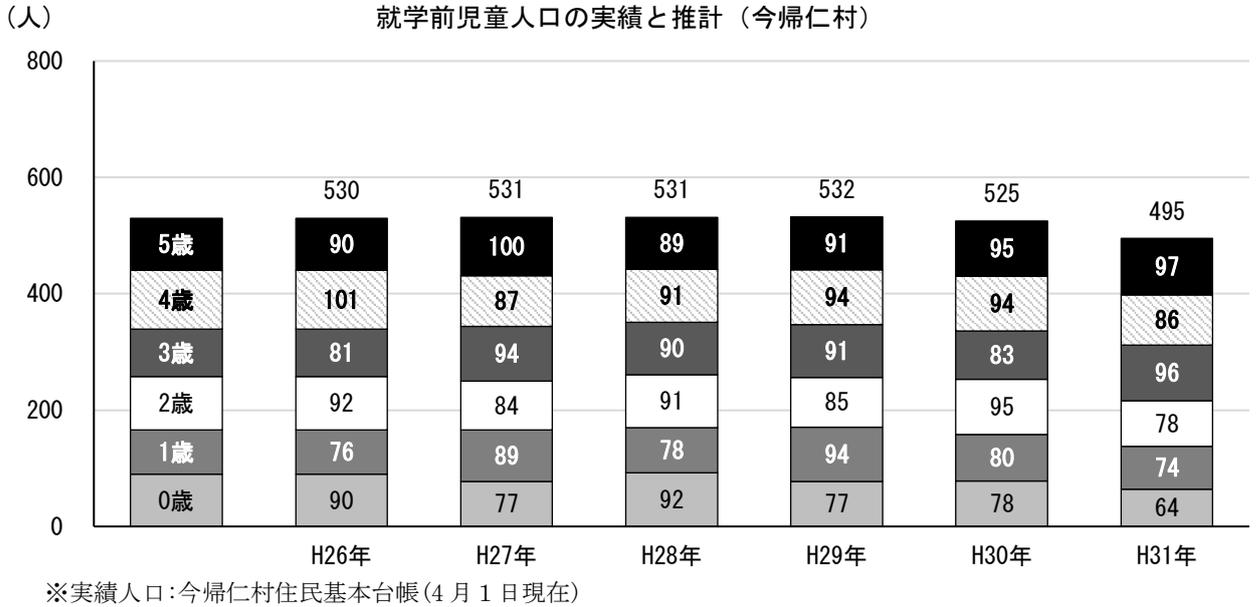


出所:今帰仁村住民基本台帳(4月1日現在)

(2) 児童人口の推移

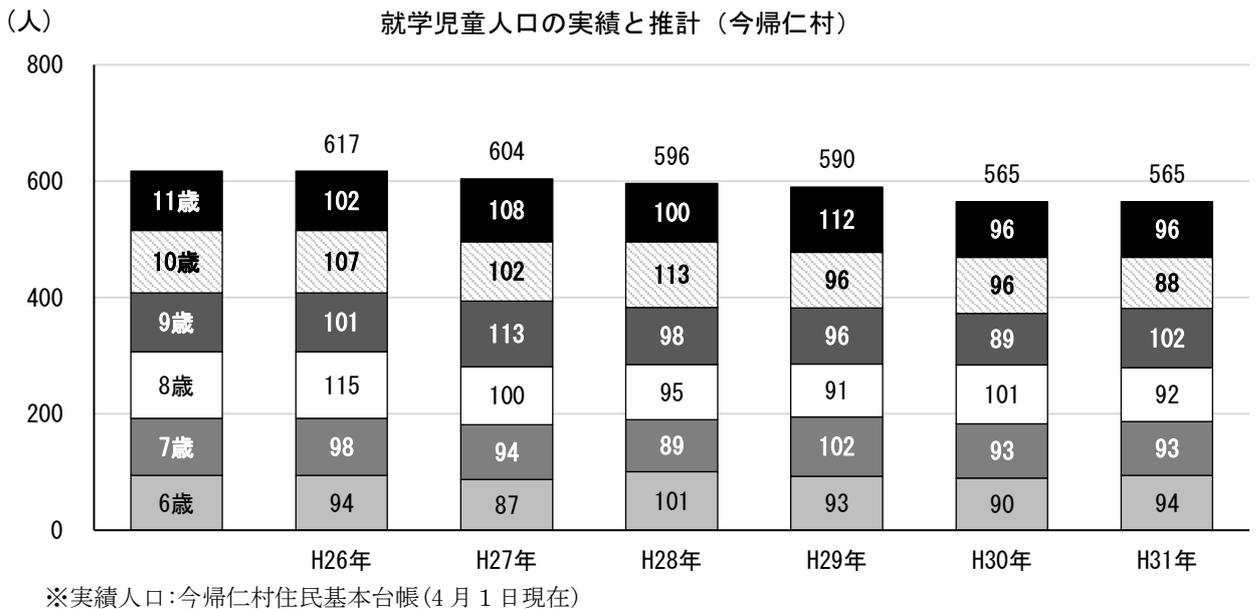
①就学前児童人口（0～5歳）

本村の就学前児童人口は、平成26年から平成29年まで横ばいで推移していましたが、平成30年には525人と減少に転じ、平成31年には495人となっています。



②就学児童人口（6～11歳）

本村の就学児童人口は、平成26年から年々減少傾向にあり、平成31年の就学児童人口は565人となっています。



(3) 出生の動向

本村の出生数は、平成25年の85人から増減を繰り返しながら推移し、平成29年には81人となっています。

同様に、出生率も平成25年の9.2から上下しつつ推移し、平成29年には8.6となっており、県より低く、国より高い水準で推移しています。

出生数・出生率の推移

(今帰仁村)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	85	80	82	86	81
出生率(人/人口千人)	9.2	8.6	8.6	9.0	8.6

(沖縄県)

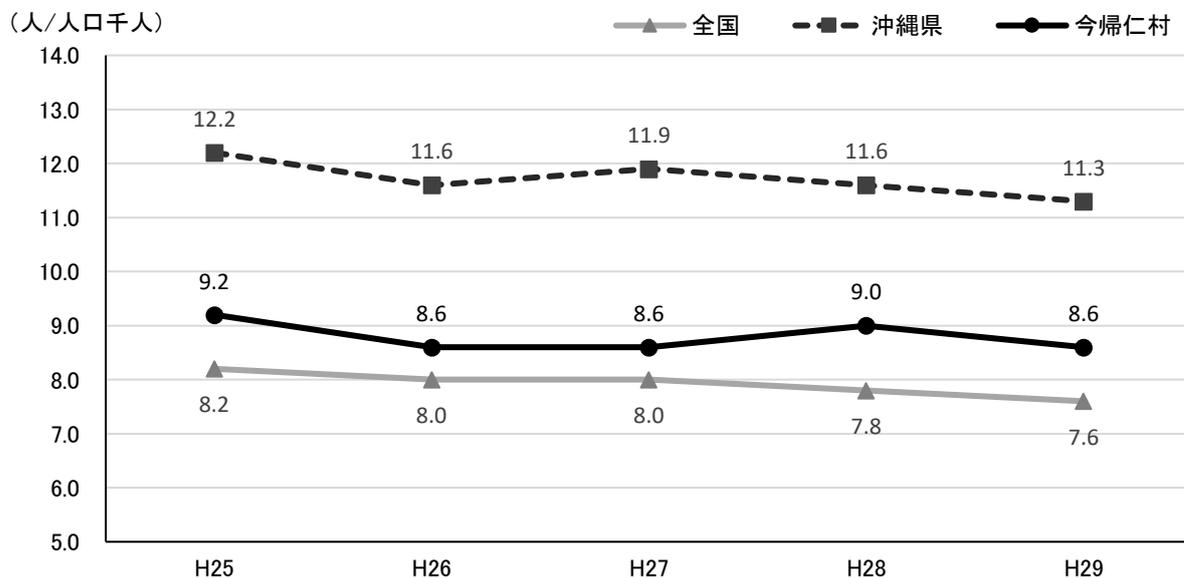
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	17,209	16,373	16,941	16,617	16,217
出生率(人/人口千人)	12.2	11.6	11.9	11.6	11.3

(全国)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065
出生率(人/人口千人)	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

出所: 沖縄県衛生統計年報

出生率の推移

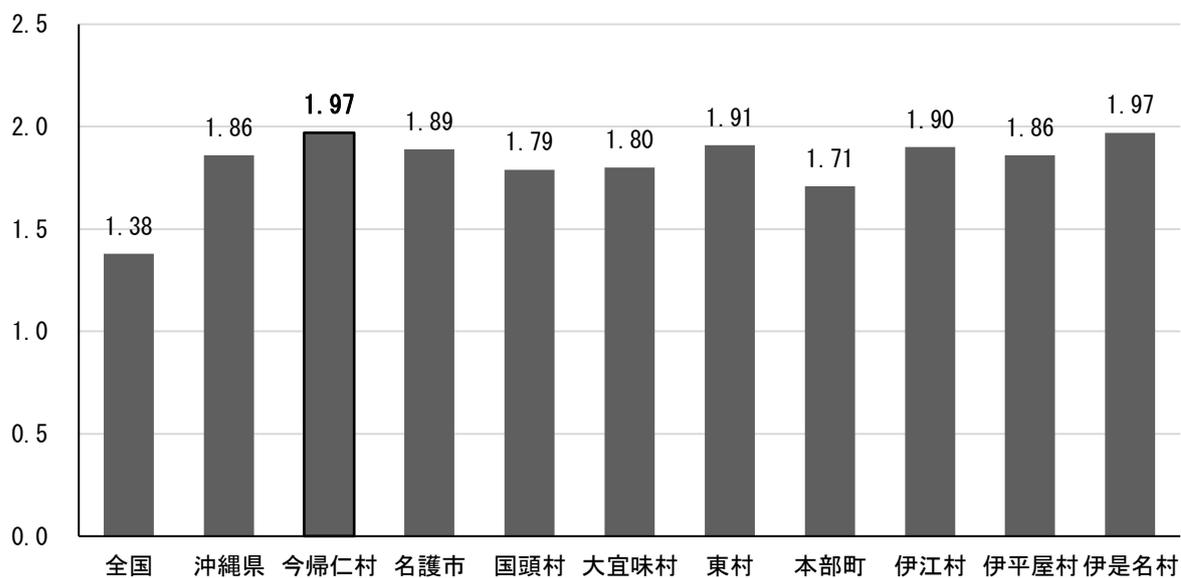


出所: 沖縄県衛生統計年報

(4) 合計特殊出生率

平成 20～24 年の本村の合計特殊出生率は 1.97 で、国や県より高く、北部保健所管内でも伊是名村と並んで最も高い水準となっています。

合計特殊出生率の比較（平成 20～24 年）



出所：人口動態統計特殊報告

(5) 母親の年齢階級別出生割合

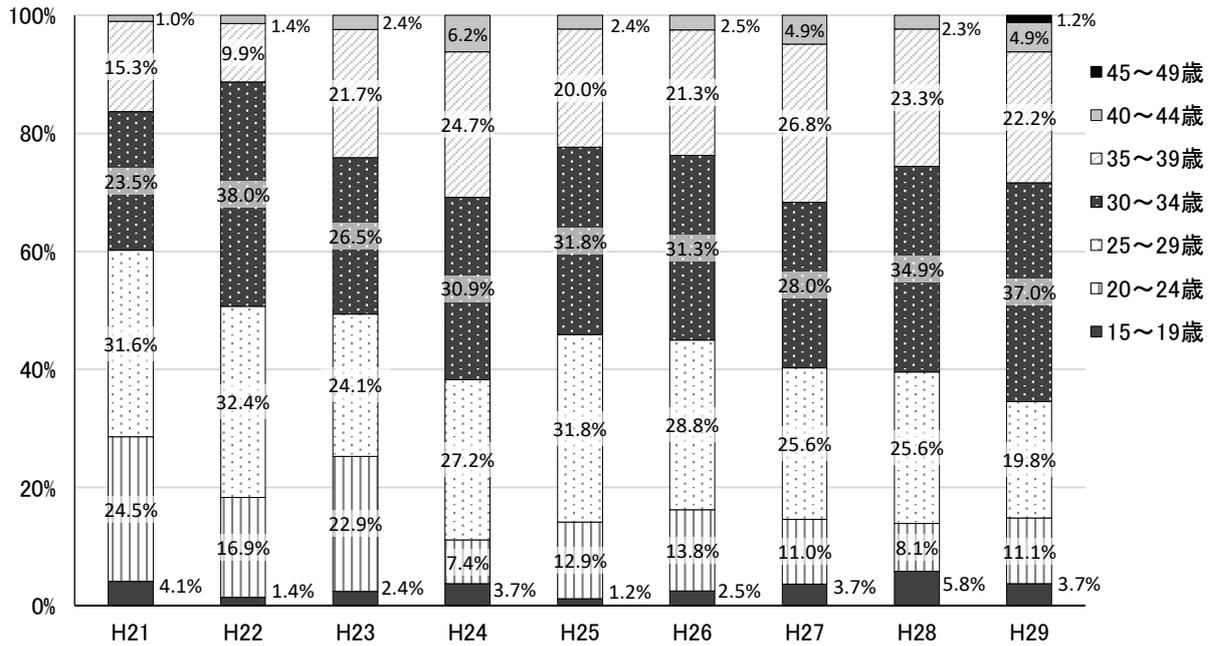
本村の母親の年齢階級別出生割合の推移をみると、各年の出生数のうち、「25～29歳」と「30～34歳」の母親が出産する割合が高く、平成29年の25～34歳の母親による出生割合は56.8%となっています。

母親の年齢階級別出生数の推移（今帰仁村）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(全体)	98	71	83	81	85	80	82	86	81
～14歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19歳	4	1	2	3	1	2	3	5	3
20～24歳	24	12	19	6	11	11	9	7	9
25～29歳	31	23	20	22	27	23	21	22	16
30～34歳	23	27	22	25	27	25	23	30	30
35～39歳	15	7	18	20	17	17	22	20	18
40～44歳	1	1	2	5	2	2	4	2	4
45～49歳	0	0	0	0	0	0	0	0	1

出所: 沖縄県衛生統計年報

母親の年齢階級別出生割合の推移（今帰仁村）

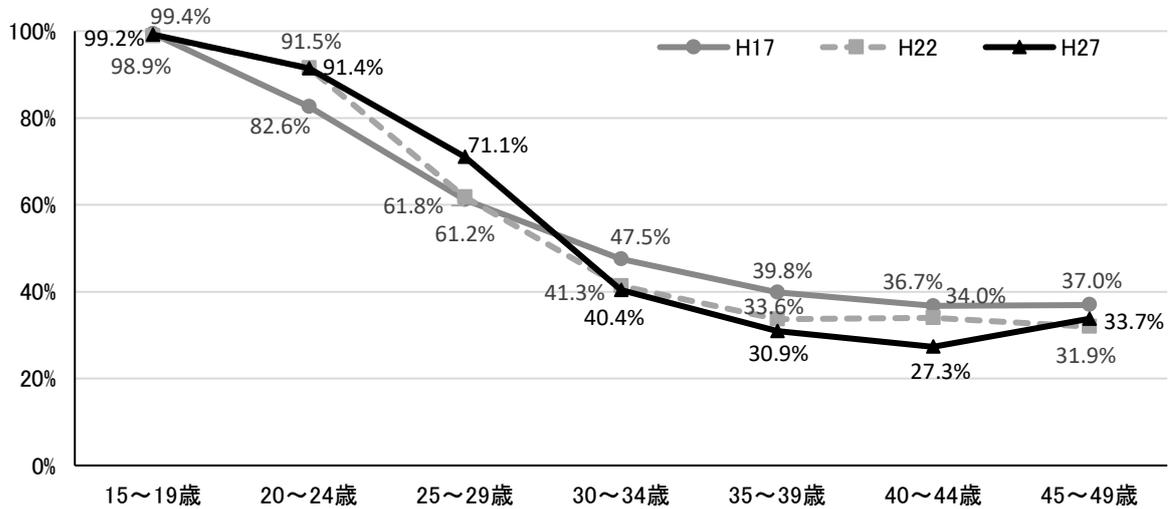


出所: 沖縄県衛生統計年報

(6) 未婚率の状況

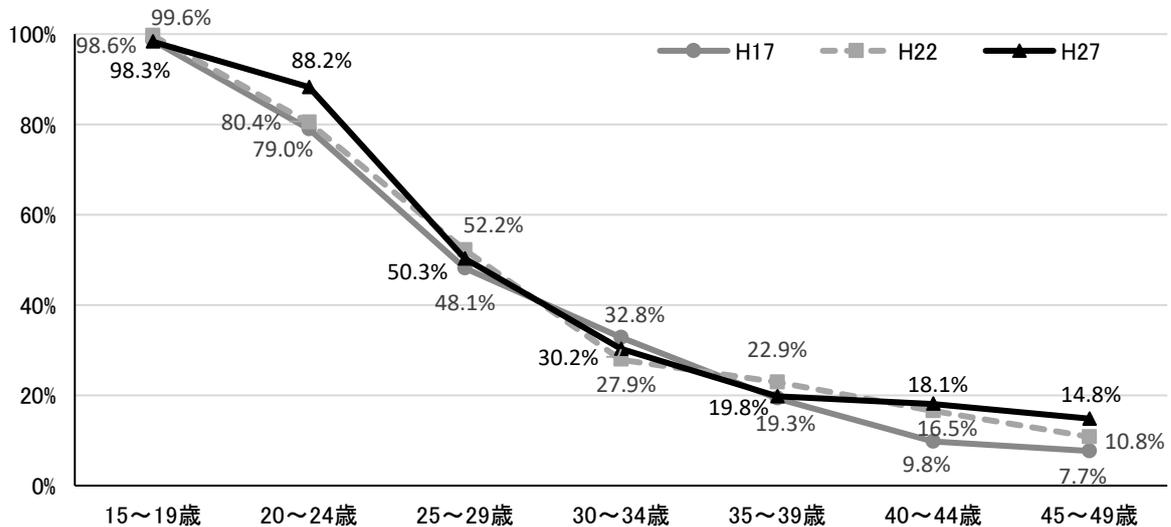
平成 27 年の本村の未婚率をみると、男性は「25～29 歳」で 71.1%、「30～34 歳」で 40.4% となっています。女性は「25～29 歳」で 50.3%、「30～34 歳」で 30.2% となっています。

男性の未婚率の状況（今帰仁村）



出所: 国勢調査

女性の未婚率の状況（今帰仁村）



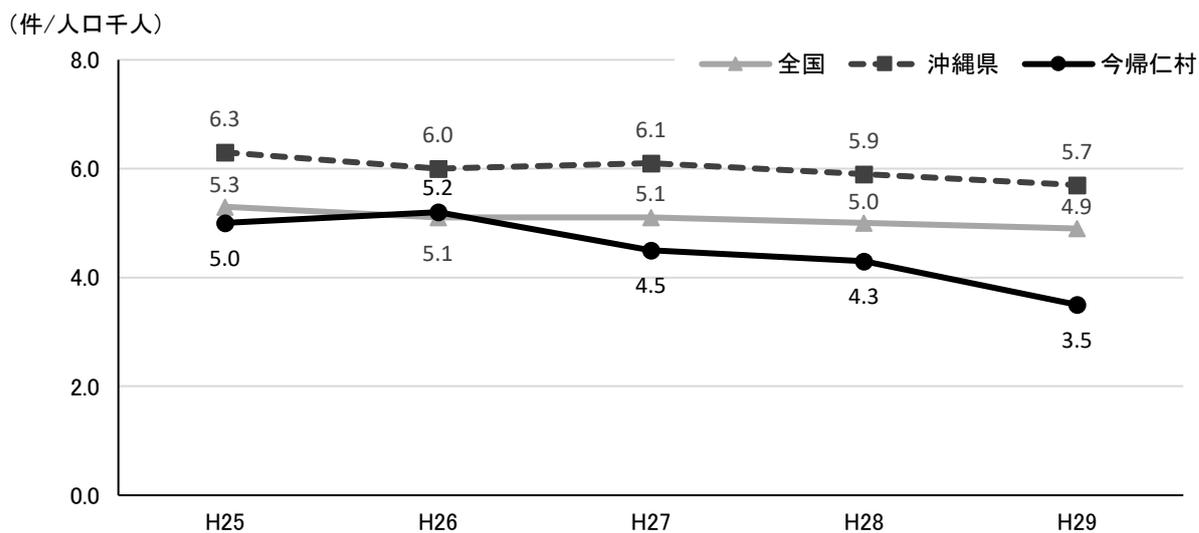
出所: 国勢調査

(7) 婚姻、離婚の動向

本村の婚姻率の推移をみると、平成 25 年の 5.0 から低下傾向にあり、平成 29 年には 3.5 となっています。

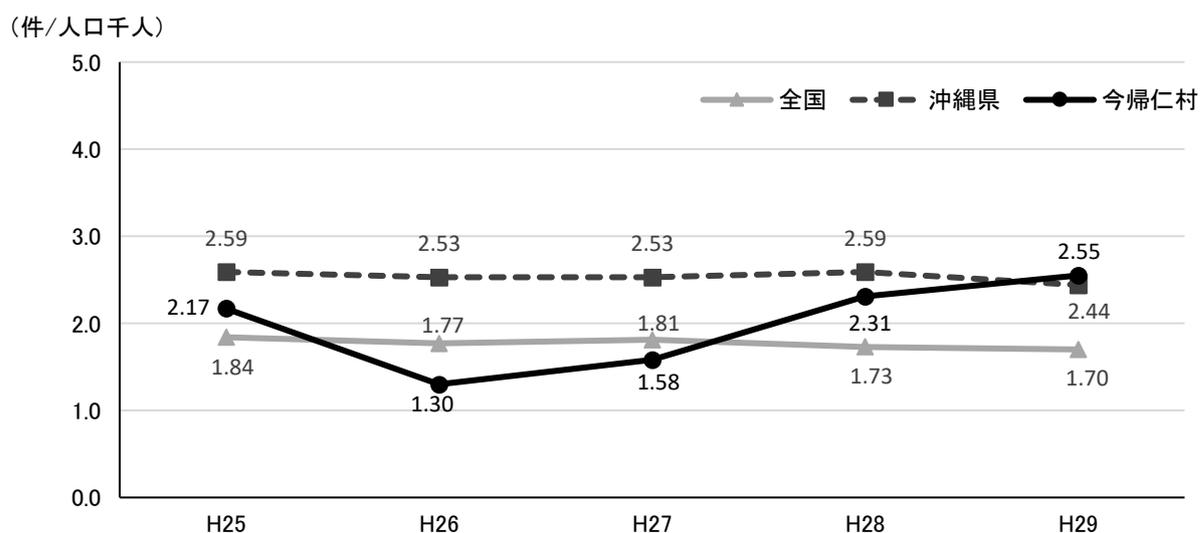
また、離婚率の推移をみると、平成 26 年と 27 年には国と県を下回ったものの、平成 29 年には国と県より高くなっています。

婚姻率の推移



出所: 沖縄県衛生統計年報

離婚率の推移



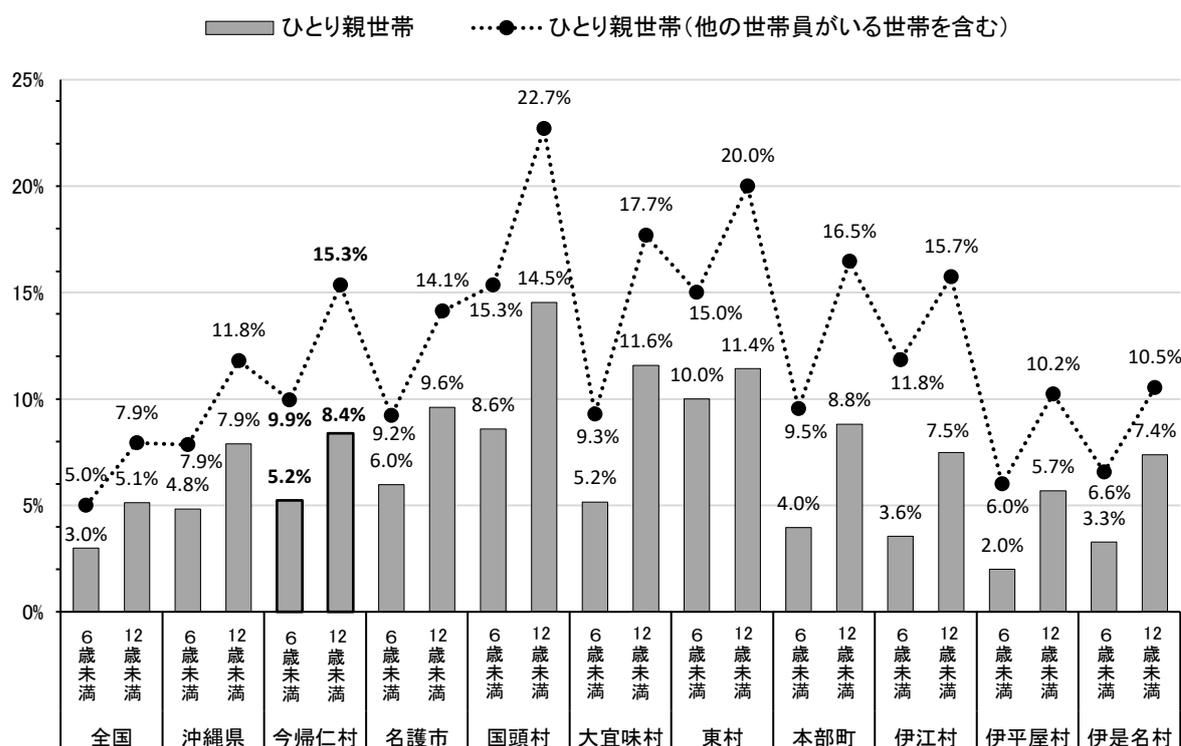
出所: 沖縄県衛生統計年報

(8) ひとり親世帯の割合

本村における平成 27 年のひとり親世帯の割合は、6 歳未満の世帯員がいる世帯では 5.2%、12 歳未満の世帯員がいる世帯では 8.4%となっています。

国や県と比較すると、本村のひとり親世帯の割合は高くなっており、北部保健所管内の市町村の中では中程度の割合となっています。

6 歳未満、12 歳未満世帯員がいるひとり親世帯の割合（平成 27 年）



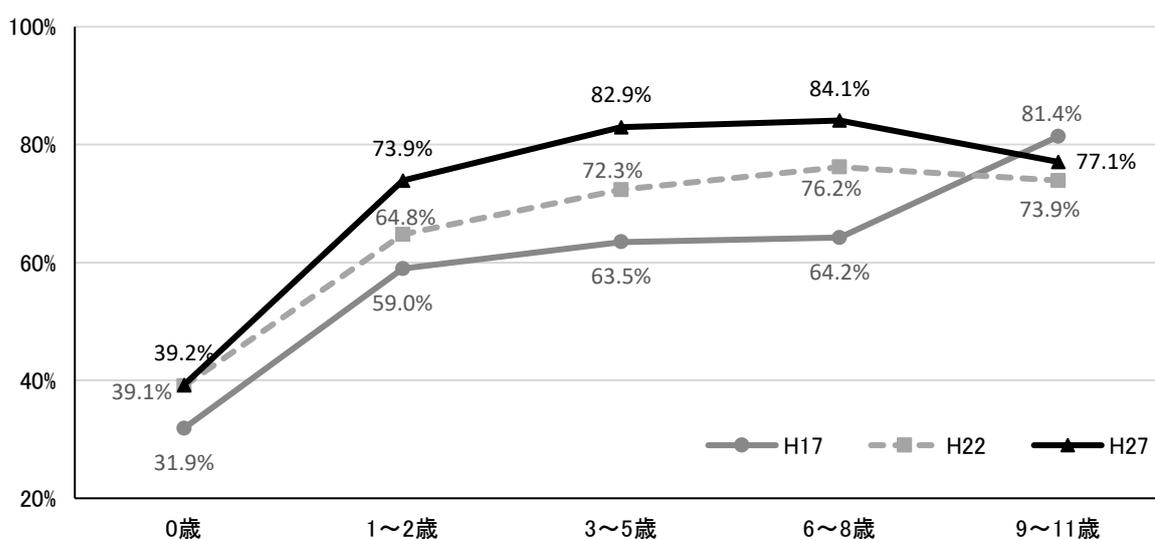
出所：国勢調査

(9) 共働き夫婦の割合

平成27年の本村の共働き夫婦の割合を末子の年齢別にみると、末子の年齢が「6～8歳」までは年齢が上がるとともに共働きの割合が高くなっており、末子が3歳以上の夫婦の75%以上が共働きとなっています。

平成17年から平成27年の共働き夫婦の割合の推移をみると、末子の年齢が「6～8歳」までは平成27年の方が共働きの割合が高くなっており、「9～11歳」では平成17年よりも平成27年の方が低くなっています。

末子の年齢別共働き夫婦の割合（今帰仁村）



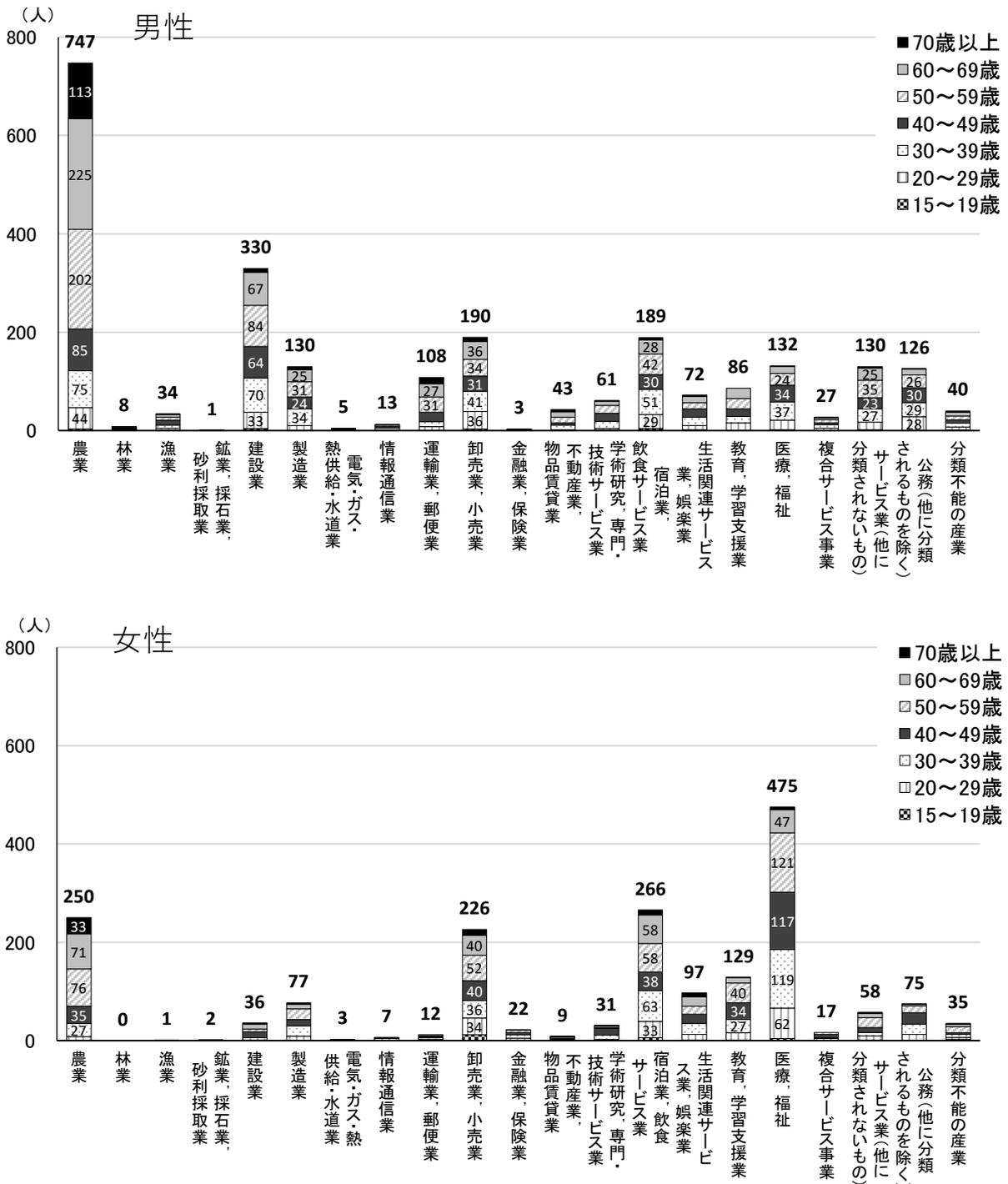
出所：国勢調査

(10) 就労の状況

① 就業の状況

本村の平成27年の就業者人口は、男性2,475人、女性1,828人となっています。産業分類別就業者数をみると、男性は「農業」が747人と最も多く、次いで「建設業」の330人、女性は「医療・福祉」が475人と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の266人、「農業」の250人となっています。

男女別就業者の産業分類別年齢構成（今帰仁村 平成27年）

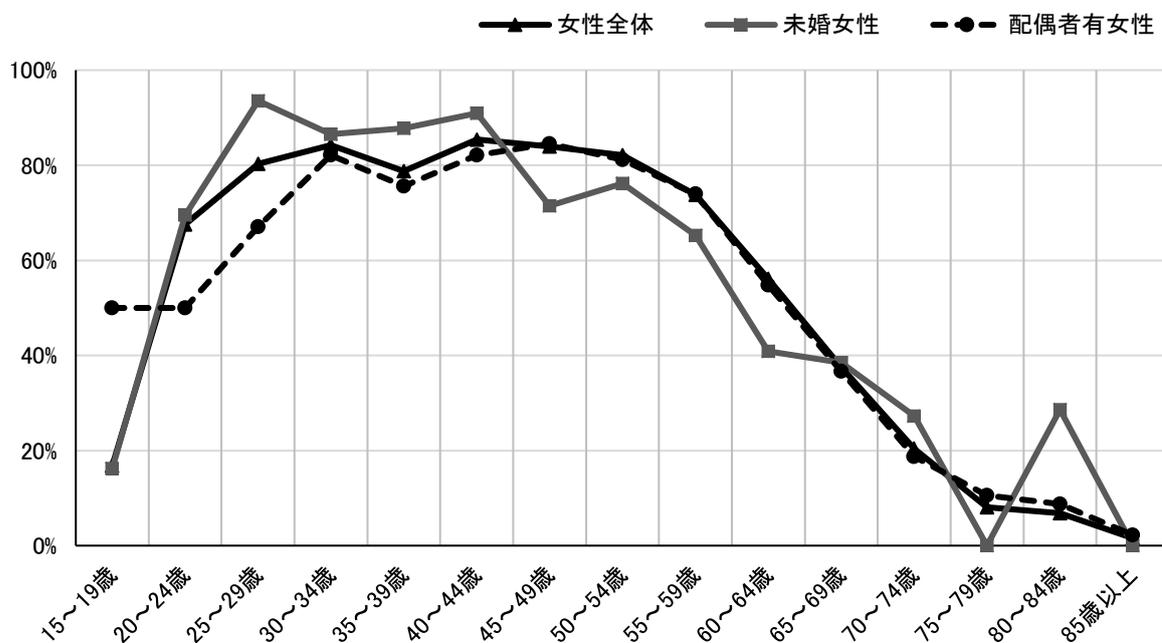


出所：国勢調査

②女性の労働力率

本村の女性の年齢階級別労働力率を婚姻の状況別にみると、20歳から44歳の年齢層で、配偶者有女性の労働力率は未婚女性の労働力率より低くなっています。

女性の年齢階級別の労働力率（今帰仁村 平成27年）

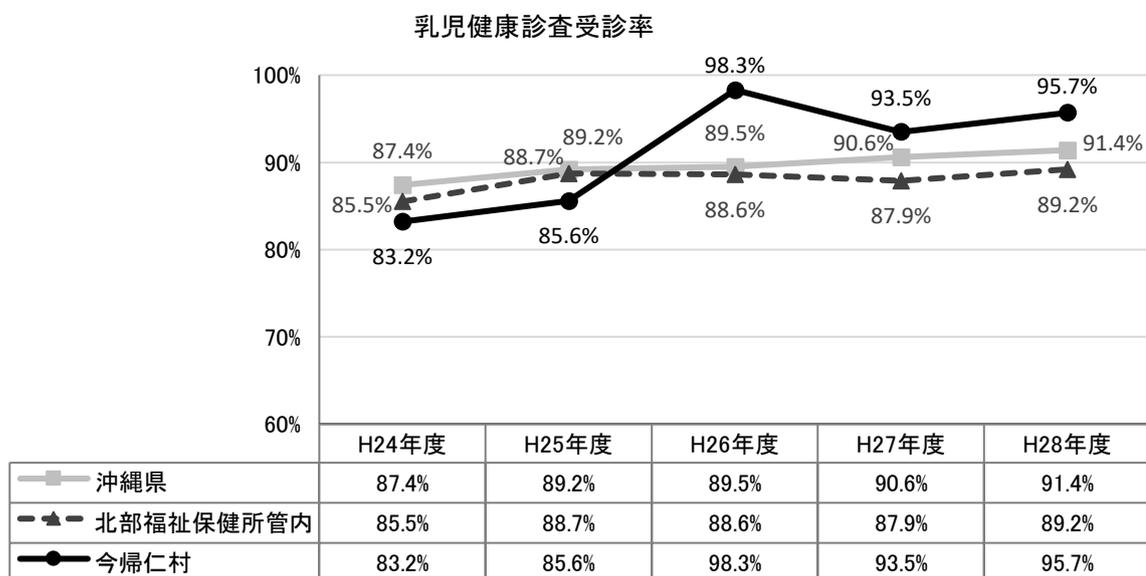


出所：国勢調査

(11) 母子保健に関する状況

①乳児（3～5か月児）健康診査受診率

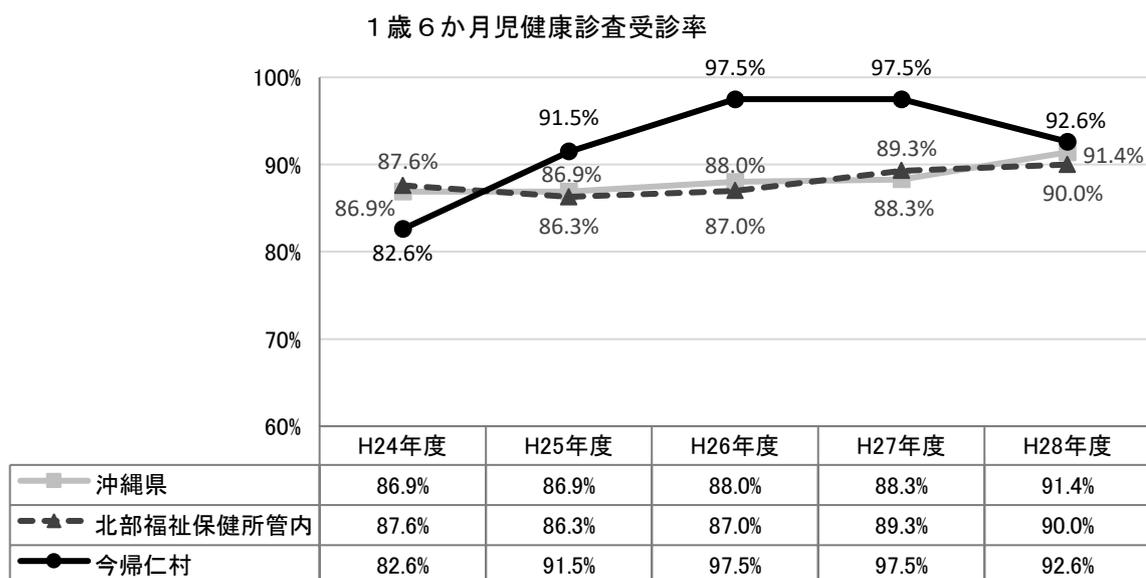
本村における乳児健康診査受診率は、平成24年度の83.2%から上昇傾向にあり、平成28年度には95.7%となっています。



出所: 沖縄県の母子保健

②1歳6か月児健康診査受診率

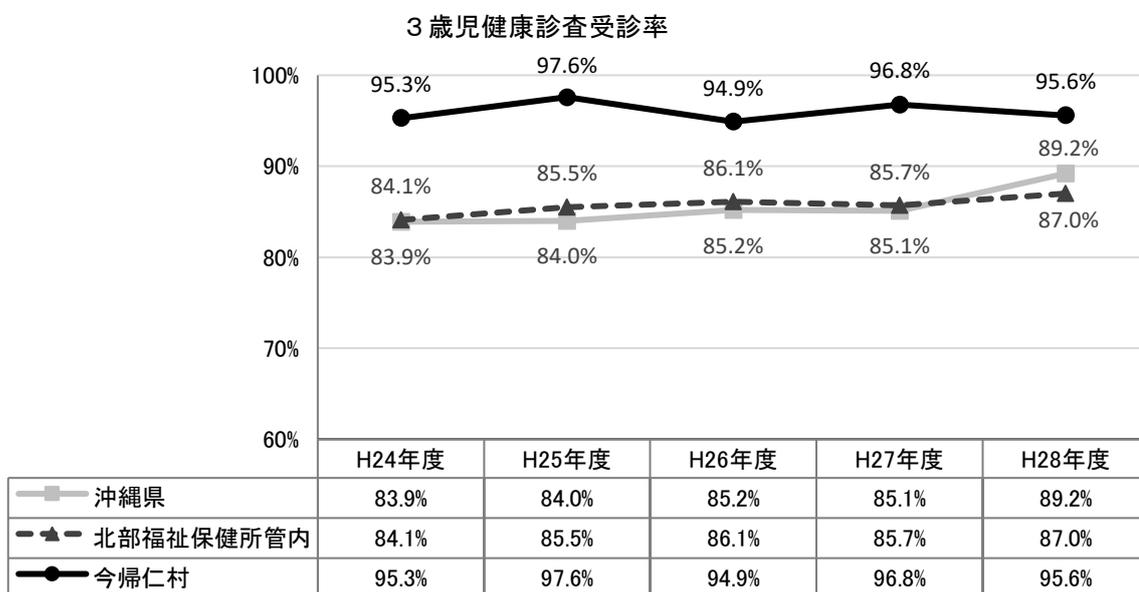
本村における1歳6か月児健康診査受診率は、平成24年度の82.6%から平成26年度と平成27年度には97.5%まで上昇し、平成28年度には92.6%と県平均及び北部福祉保健所管内の平均を上回っています。



出所: 沖縄県の母子保健

③ 3歳児健康診査受診率

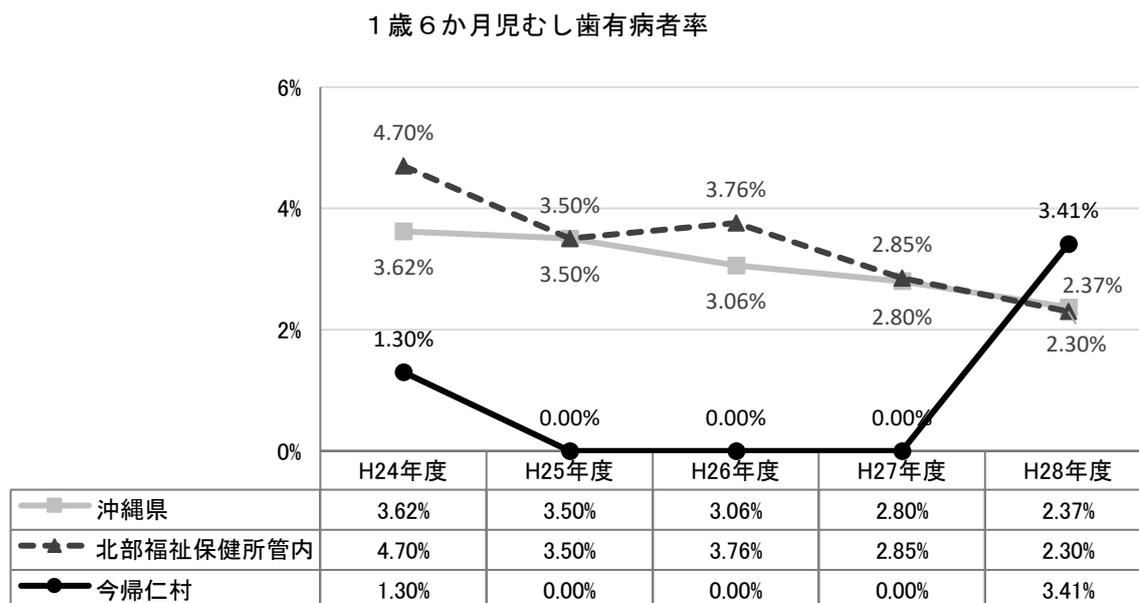
本村における3歳児健康診査受診率は、平成24年度の95.3%から横ばいに推移し、平成28年度には95.6%となっています。



出所: 沖縄県の母子保健

④ 1歳6か月児むし歯有病者率

本村における1歳6か月児むし歯有病者率は、平成24年度の1.30%から低下し、平成27年度までは0%を保持していましたが、平成28年度には3.41%に上昇しています。

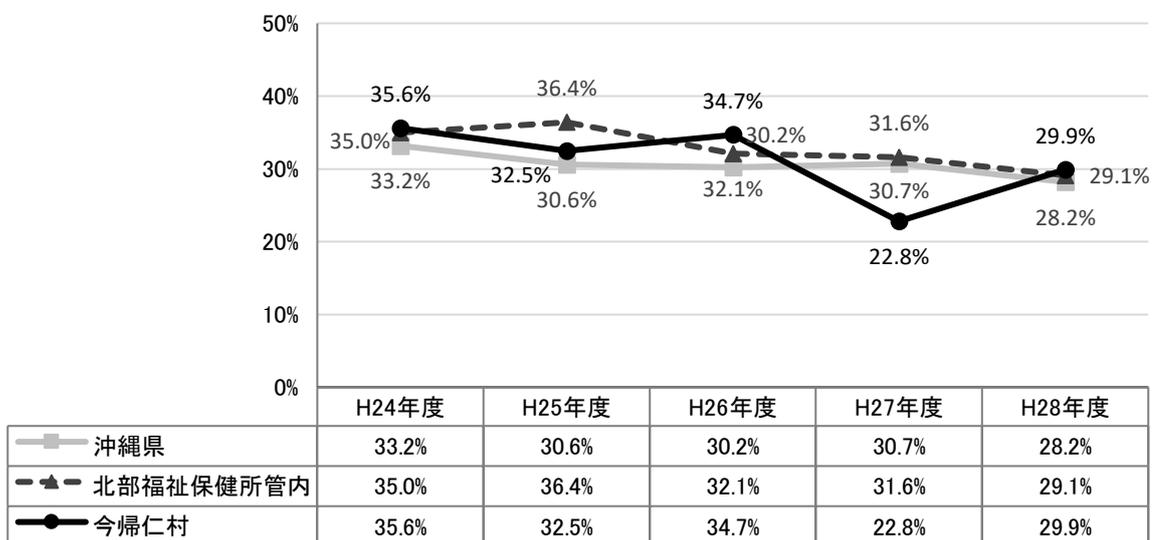


出所: 沖縄県の母子保健

⑤ 3歳児むし歯有病者率

本村における3歳児むし歯有病者率は、平成24年度の35.6%から上下しつつも低下傾向にあり、平成28年度には29.9%となっています。

3歳児むし歯有病者率



出所：沖縄県の母子保健

2 アンケート調査等からみる子どもの状況

(1) 調査の概要

本計画で確保すべき教育・保育及び子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として、ニーズ調査を実施しました。

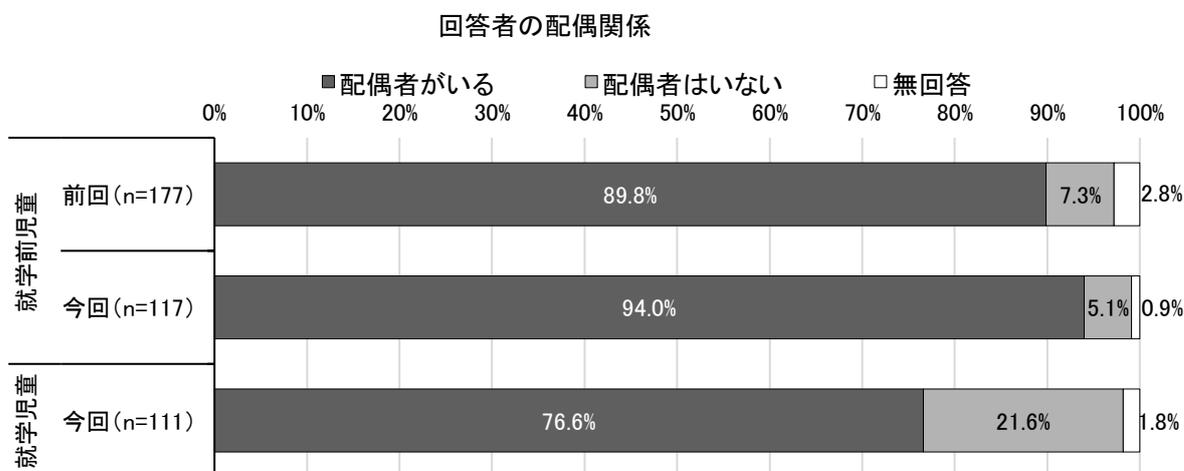
項目		内容
調査対象及び調査実施方法	就学前児童	村内に在住する0～5歳までの就学前児童を養育する保護者341人を対象に、教育・保育施設在園児童には施設配布・施設回収、在宅児童には郵送配布・郵送回収で調査を実施した。
	就学児童	村内に在住する就学児童（1～6年生）を養育する保護者264人を対象に、学校配布・学校回収で調査を実施した。
調査時期		平成30年12月7日～平成30年12月21日
回収数及び回収率	就学前児童	回収数 117件（回収率 34.3%）有効数 117件
	就学児童	回収数 113件（回収率 42.8%）有効数 111件

(2) 調査結果

① 回答者の配偶関係

回答者の配偶関係について、「配偶者がいる」は就学前児童が94.0%、就学児童が76.6%、「配偶者はいない」は就学前児童が5.1%、就学児童が21.6%となっています。

就学前児童を前回調査（平成26年）と比べると、「配偶者はいない」の割合が2.2%低くなっています。



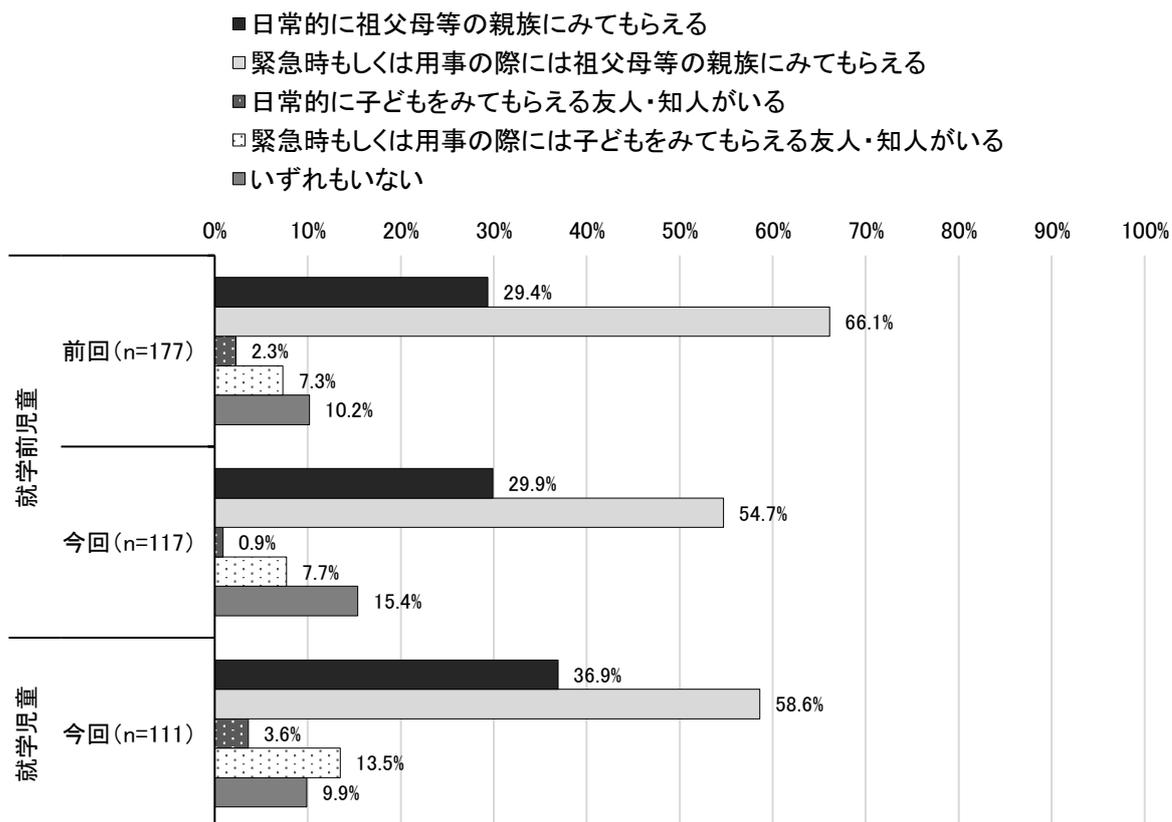
※前回調査（平成26年）では、就学前児童のみ調査

②子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかについては、就学前児童、就学児童のどちらも、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっています。

就学前児童を前回調査（平成 26 年）と比べると、「いずれもない」の割合が 5.2% 高くなっています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか

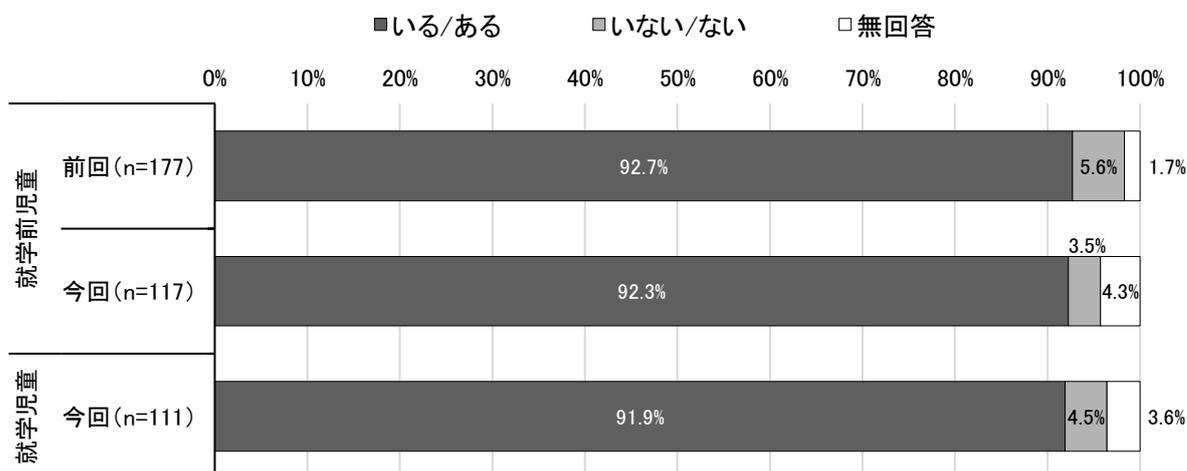


③子育てや教育について気軽に相談できる人や場所の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる人や場所があるかについて、「いる/ある」の割合は就学前児童が92.3%、就学児童が91.9%となっています。

就学前児童を前回調査（平成26年）と比べると、「いない/ない」の割合が2.1%低くなっています。

子育てや教育について気軽に相談できる人や場所の有無

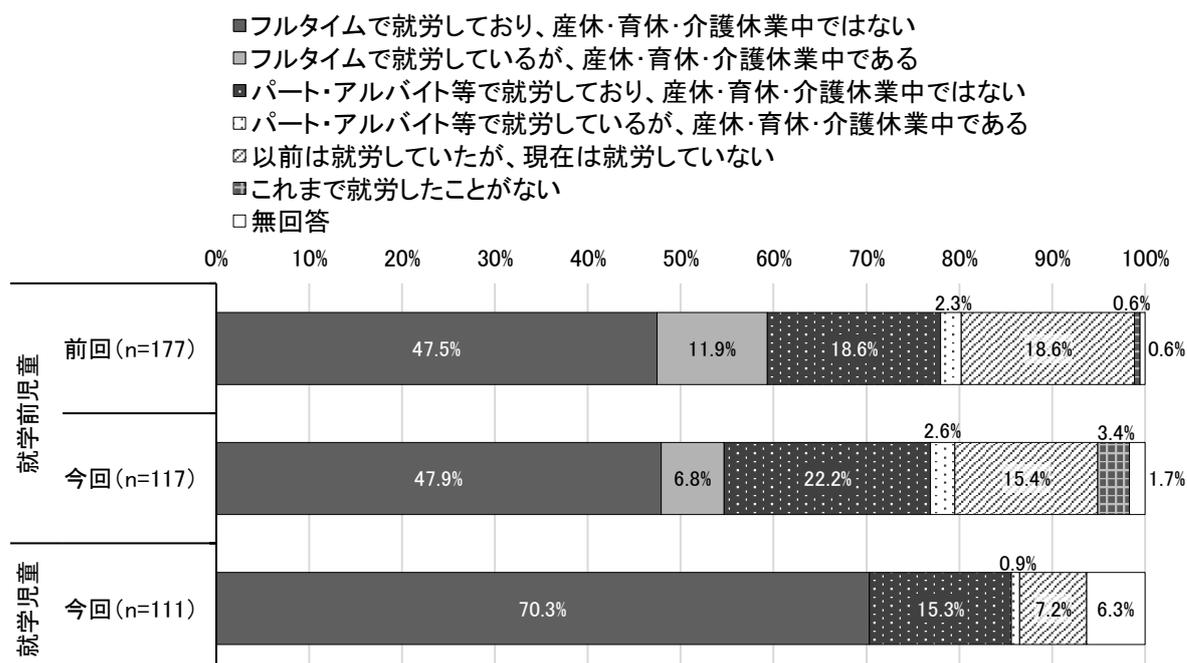


④母親の就労状況

母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が就学前児童、就学児童ともに最も高くなっており、産休・育休・介護休業中も含め就労していると回答した割合は、就学前児童が79.5%、就学児童が86.5%となっています。

就学前児童を前回調査（平成26年）と比べると、産休・育休・介護休業中も含め就労していると回答した割合はほぼ同じです。

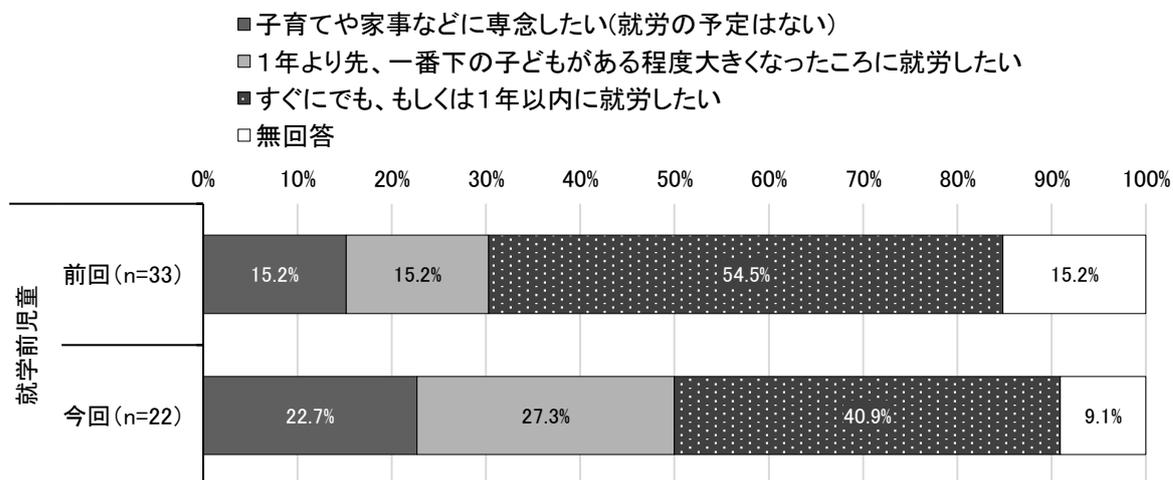
母親の就労状況



⑤就労していない母親の就労希望状況（就学前児童）

就労していない就学前児童の母親の就労希望について、すぐにでも、もしくは1年より先に就労したいと回答した割合は68.2%となっており、前回調査（平成26年）と比べると1.5%低くなっています。

就労していない母親の就労希望状況

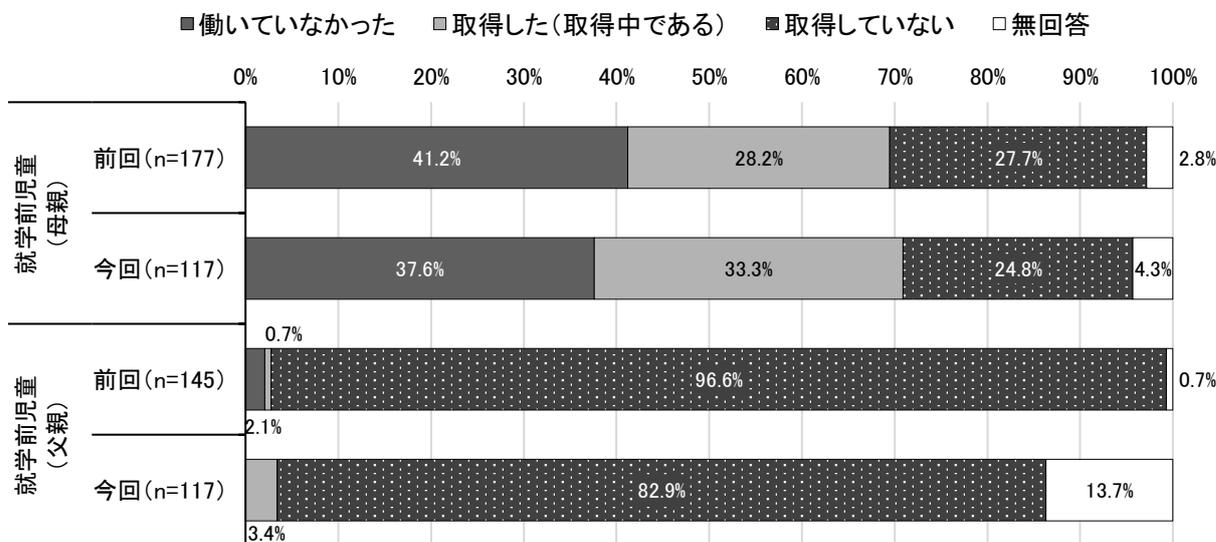


⑥育児休業の取得状況（就学前児童）

子どもが生まれた後に育児休業を取得したかについて、「取得した（取得中である）」の割合は、母親が33.3%、父親が3.4%となっています。

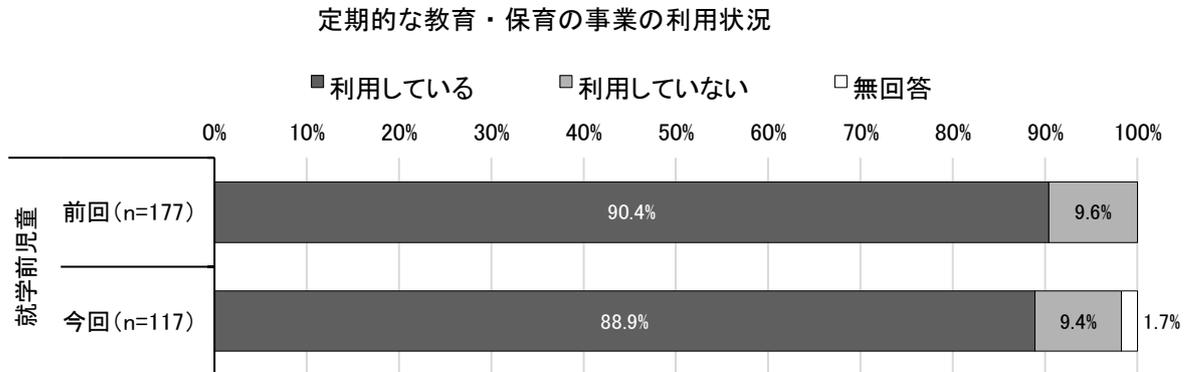
前回調査（平成26年）と比べると、「取得した（取得中である）」と回答した割合は、母親が5.1%、父親が2.7%高くなっています。

育児休業の取得状況



⑦「定期的な教育・保育の事業」の利用状況

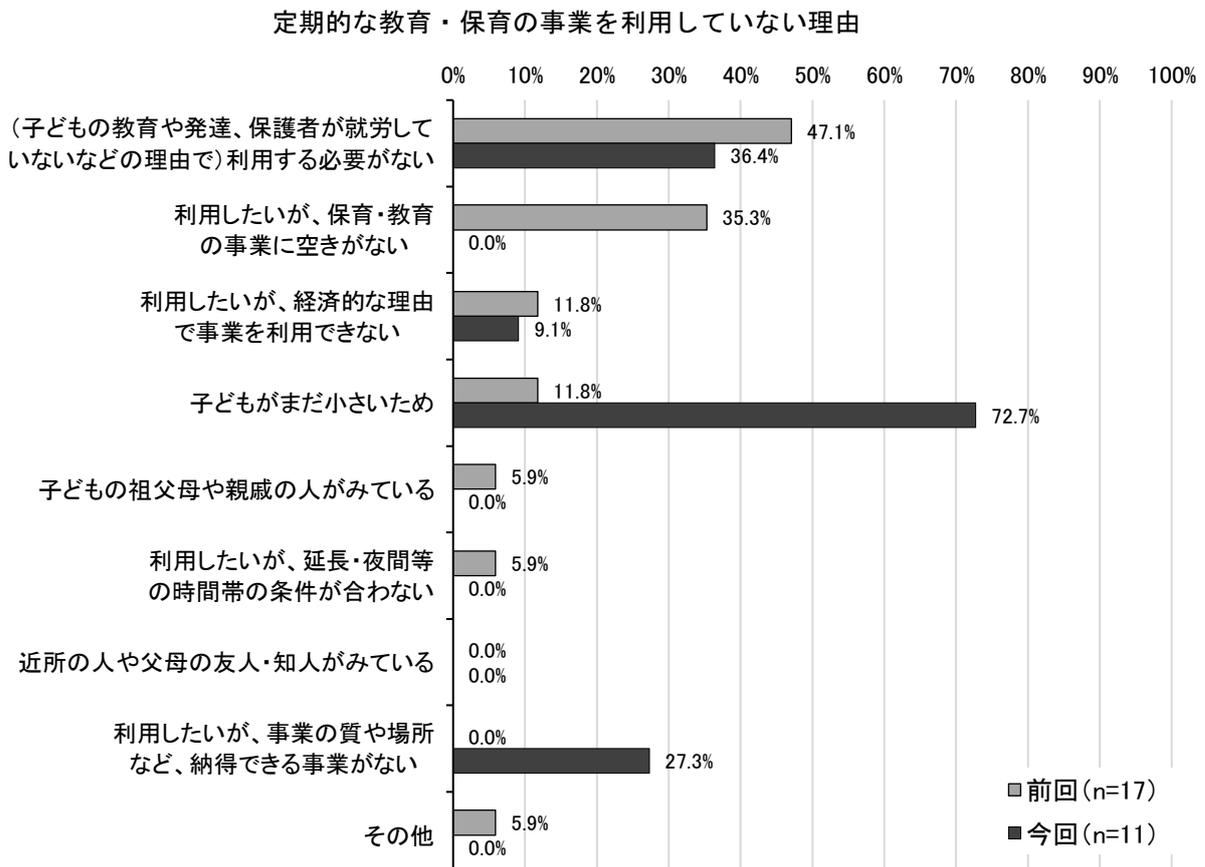
「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無について、「利用している」が88.9%、「利用していない」が9.4%となっており、前回調査（平成26年）と同等の割合となっています。



⑧定期的な教育・保育の事業を利用していない理由

「定期的な教育・保育の事業」を「利用していない」と回答した方の利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」が72.7%と最も高く、次いで「(子どもの教育や発達、保護者が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない」の36.4%となっています。

「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」の割合は、前回調査（平成26年）の35.3%から今回調査では0%に下がりましたが、「利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない」の割合が前回調査（平成26年）の0%から今回調査では27.3%に上がっています。

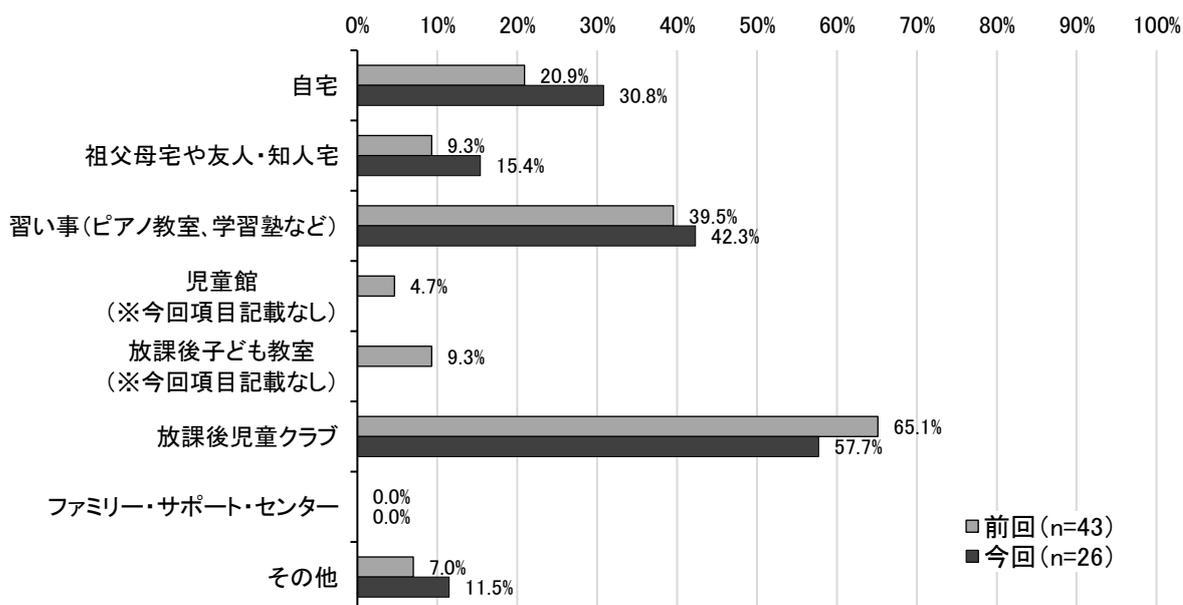


⑨小学校入学後に希望する放課後の居場所（5歳以上の就学前児童）

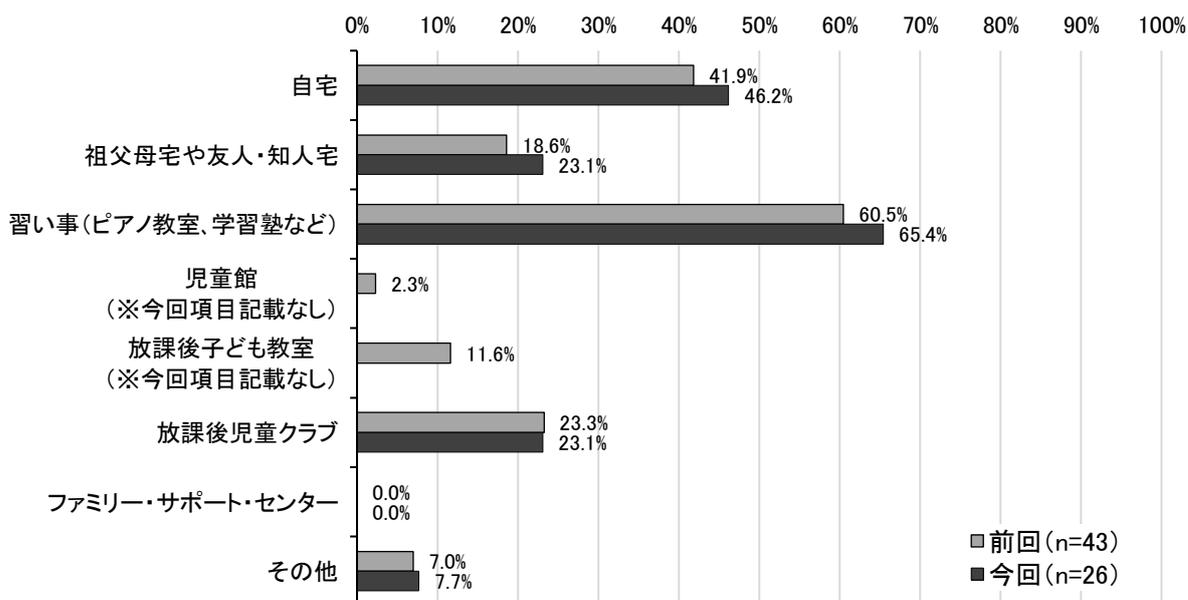
小学校入学後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、1～3年生の低学年時には、「放課後児童クラブ」が最も高くなっています。前回調査（平成26年）と比べると、「自宅」の割合が9.9%と最も高い伸び率となっています。

4～6年生の高学年時には、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が最も高くなっており、前回調査（平成26年）と比べると4.9%と最も高い伸び率となっています。

小学校入学後に希望する放課後の居場所（低学年時）



小学校入学後に希望する放課後の居場所（高学年時）

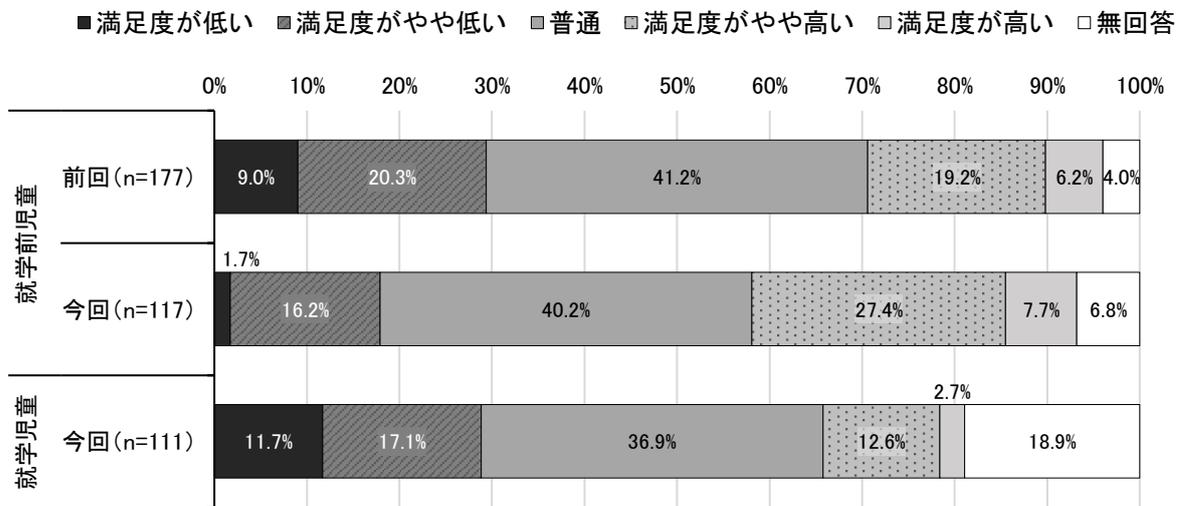


⑩地域における子育て環境や支援への満足度

地域における子育て環境や支援への満足度については、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせた割合は就学前児童が 17.9%、就学児童が 28.8%となっており、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた割合は就学前児童が 35.1%、就学児童が 15.3%となっています。

就学前児童を前回調査（平成 26 年）と比べると、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせた割合は 11.4%下がり、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた割合は 9.7%上がっています。

地域における子育て環境や支援への満足度



3 第1期 今帰仁村子ども・子育て支援事業計画評価

(1) 子ども・子育て支援事業計画

①教育・保育の量の見込み・実績値

ア 1号認定の量の見込み・実績値

1号認定量の見込み・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)	116人	99人	102人	106人	106人
実績値	100人	90人	91人	40人	36人

※実績値は4月1日時点

イ 2号認定の見込み・実績値

2号認定量の見込み・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)	177人	184人	188人	187人	186人
実績値	151人	163人	163人	219人	230人

※実績値は4月1日時点

ウ 3号認定(0歳児、1-2歳児)の見込み・実績値

3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・実績値

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1-2歳								
量の見込み(第1期)	41人	145人	41人	144人	40人	143人	39人	142人	39人	139人
実績値	28人	141人	35人	143人	36人	147人	34人	153人	26人	134人

※実績値は4月1日時点

②地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実績値	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)	8,173人/年	8,142人/年	8,049人/年	7,956人/年	7,832人/年
実績値	4,131人/年	3,088人/年	2,865人/年	1,838人/年	一人/年
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

ウ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)	82人	82人	80人	79人	78人
実績値	1,193人回	1,063人回	1,011人回	769人回	一人回

エ 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問事業含む)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
量の見込み(第1期)	74人	74人	72人	71人	70人	
実績値	対象人数	80人	79人	81人	61人	一人
	訪問実績	80人	79人	81人	61人	一人

オ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み・実績値

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)		10 人				
実績値	対象人数	0 人	3 人	6 人	2 人	—人
	訪問実績	0 人	3 人	6 人	2 人	—人

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み・実績値

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)		8 人日				
実績値		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	—人

キ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学児のみ）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み・実績値

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)		—人	—人	—人	—人	—人
実績値（就学児のみ）		177 人日	443 人日	394 人日	254 人日	—人

ク 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み・実績値

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	在園児対応型	19,555 人日	18,687 人日	18,887 人日	19,088 人日	19,088 人日
	上記以外	851 人日	834 人日	840 人日	840 人日	832 人日
実績	在園児対応型	23,621 人日	19,575 人日	24,315 人日	10,404 人日	—人日
	幼稚園以外	159 人日	287 人日	339 人日	240 人日	—人日

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

量の見込み・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	36 人	35 人	35 人	35 人	35 人
実績値	未実施	未実施	未実施	72 人	一人

コ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	181 人日	177 人日	179 人日	179 人日	177 人日
実績値	病児・病後児保育	未実施	未実施	未実施	未実施
	ファミリー・サポート・センター	5 人日	27 人日	0 人日	2 人日

サ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み・実績値

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	低学年	146 人	155 人	157 人	160 人	154 人
	高学年	59 人	59 人	59 人	56 人	60 人
実績値(申請者数)	低学年	118 人	126 人	132 人	140 人	一人
	高学年	15 人	24 人	25 人	28 人	一人
	合 計	133 人	150 人	157 人	168 人	一人

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具等の購入に要する費用」等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	一人	一人	一人	一人	一人
実績値	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	0 箇所				
実績値	0 箇所				

(2) 次世代育成支援対策行動計画評価

①評価基準

第1期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画の各施策について、下記の基準に基づき、庁内各所管課にて評価を行いました。

評価基準

【A】個別目標の達成に向けて大きく進展している
【B】個別目標の達成に向けておおむね順調に進展している
【C】現状維持（現状維持でやむなしも含む）
【D】個別目標達成の進捗状況が停滞している
【E】施策自体の見直しが必要である（事業廃止等）

②評価一覧

基本目標	基本施策	具体的施策	評価
地域における子育て支援の推進	就学前の教育・保育の総合的な提供	1 教育・保育施設の充実	B
		2 特定教育保育施設・地域型保育事業	A
		3 一時預かり事業	B
		4 延長保育事業	B
	多様な子育て支援サービスの充実	5 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業	B
		6 子育て短期支援事業	C
		7 病児・病後児保育事業	C
		8 やんばる町村ファミリーサポートセンター利用支援事業	C
		9 ピアママ教室事業	B
		10. ブックスタート事業の推進	B
		11. 母子保健推進員活動の促進	A
		12. 子育て支援サービスの周知	A
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	子どもや母親の健康の確保	13. 母子健康相談事業	A
		14. 妊婦一般健康診査等の推進	A
		15. 新生児・乳児家庭全戸訪問事業	B
		16. 乳幼児健康診査事業	C
		17. 予防接種事業	C
	「食育」の推進	18. 離乳食実習事業	B
		19. 子どもがつくる弁当の日の推進	B
思春期保健対策の充実	20. 学校教育と連携した思春期保健対策	B	
小児医療の充実	21. こども医療費助成事業	A	

基本目標	基本施策	具体的施策	評価
子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備	次世代の親の育成	22. 思春期における保健・福祉体験学習事業	B
	学校における教育環境等の整備	23. きめ細かな学習指導の充実	B
		24. 地域人材等の活用による学校教育の充実	B
		25. 道徳教育の充実	E
		26. 豊かな心を育む教育の推進	B
		27. 学校におけるスポーツ環境の充実	C
		28. 健康教育の推進	C
		29. 安全で快適な学校施設の整備・確保	B
		30. 地域に根ざした特色ある学校づくり	B
	児童の健全育成	31. 放課後児童健全育成事業	B
		32. 放課後子ども教室推進事業	D
	家庭や地域の教育力の向上	33. 青少年健全育成協議会活動の推進	B
		34. 子ども会活動の推進	B
	子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保	良質な住宅の確保	35. 村営住宅における多子世帯等の優先入居の促進
安心して外出できる環境の整備		36. 交通安全対策特別交付金事業等の推進	A
		37. 公共施設等のバリアフリー化の推進	B
		38. 防犯灯の設置推進	A
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		39. 太陽の家等による地域防犯活動の推進	A
		40. 夜間パトロールの充実	B
		41. 有害環境対策の推進	B
専門的な支援を要する子どもや家庭への支援		児童虐待防止対策の推進	42. 児童相談支援事業
	43. 養育支援訪問事業		B
	44. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		C
	ひとり親家庭の自立支援の推進	45. 母子及び父子家庭等医療費助成事業	A
		46. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	C
	障がい児への支援	47. 「今帰仁村第3期障害者計画の第4期障害福祉画」及び第1期障害児福祉計画」と連携した障がい児支援の推進	C
子育て支援推進プロジェクト	子どもの産み育てやすい地域環境の創造をめざして	48. 保育士等の育成・確保の強化	B
		49. 今帰仁村地域活性化事業	E
		50. 今帰仁村すこやか子育て支援金の充実	A
		51. 教育奨励特別対策事業	A

評価合計	A:13	B:24	C:11	D:1	E:2
------	------	------	------	-----	-----

4 第2期計画に向けた課題

(1) 統計資料からみた今帰仁村の現状

① 児童人口

本村の就学前児童人口は、平成26年から平成29年まで横ばいで推移していましたが、平成30年には525人と減少に転じており、今後の就学前児童数も減少傾向で推移することが予想されます。

就学児童人口は、平成26年から年々減少傾向にあり、今後も減少傾向で推移することが予想されます。

② 世帯の状況

平成27年の本村のひとり親世帯の割合は、6歳未満のひとり親世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の割合は9.9%、12歳未満のひとり親世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の割合は15.3%となっており、県平均及び全国平均を上回っています。ひとり親対策に対する支援が必要と考えられます。

平成27年の本村の末子の年齢別共働き夫婦の割合は、0歳で39.2%、1-2歳以上では70%以上となっています。

経年変化をみると、共働き世帯の割合は上昇傾向にあり、今後も、教育・保育の受け皿や放課後の子どもの居場所の需要が高まると考えられます。

③ 就労の状況

平成27年の本村の女性就業者の産業分類別年齢構成をみると、子育て世代の多くが「医療・福祉」に従事しています。

また、本村の女性全体の労働力率は、出産・育児・子育て等の要因により、「35～39歳」においてM字カーブの傾向がみられるものの、25～54歳における女性全体の労働力率はほぼ8割を上回っています。

④ 母子保健の状況

本村の各種健康診査受診率は、平成26年度以降、県平均及び北部福祉保健所管内の実績値を上回っており、平成28年度の乳児健康診査受診率は95.7%、1歳6か月健康診査受診率は92.6%、3歳児健康診査受診率は95.6%となっています。今後も受診率の向上を図るとともに、未受診者の継続的な追跡が必要と考えられます。

(2) ニーズ調査結果からみる今帰仁村の現状

①子育て環境

配偶者の有無について、ひとり親世帯(配偶者はいない)と回答した割合は、就学前児童が5.1%、就学児童が21.6%となっています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童が15.4%、就学児童が9.9%となっており、就学前児童は前回調査を上回っています。

子育てや教育について、気軽に相談できる人や場所の有無について、「いない/ない」と回答した割合は、就学前児童が3.5%、就学児童が4.5%となっており、就学前児童は前回調査下回ったものの、子育てで孤立化しているひとり親世帯に対する支援が必要と考えられます。

②就労状況

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中も含め、就労している割合は、就学前児童が79.5%、就学児童が86.5%となっており、特に「フルタイム」の就労割合が大きくなっています。

育児休業の取得状況について、母親の取得率は33.3%と就学前児童の前回調査を上回っています。

③教育・保育の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用していない」と回答した割合は、9.4%となっており、前回調査を下回っています。

定期的な教育・保育事業を利用していない理由について「子どもがまだ小さいため」、「利用する必要がない」など自らの意思で教育・保育サービスを利用していない保護者がいる一方、「利用したいが経済的な理由で事業を利用できない」など、保護者の意向以外による理由によって教育・保育サービスを利用できない保護者もいます。

前回調査と比較すると、「利用したいが、保育・教育サービスに空きがない」の割合がなくなっていることから、待機児童解消につながっていると考えられます。

一方、「利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない」の割合は高くなっています。

希望する放課後の子どもの居場所は、低学年では「放課後児童クラブ」と回答した割合が最も高く57.7%、高学年では「習い事」と回答した割合が65.4%となっています。今後も教育・保育の受け皿の確保や放課後の子どもの居場所の確保が必要と考えられます。

④地域における子育て環境や支援への満足度

地域における子育て環境や支援への満足度について、就学児前児童では満足度が低い(「満足度が低い」+「満足度がやや低い」)割合は17.9%、満足度が高い(「満足度が高い」+「満足度がやや高い」)割合は35.1%となっており、満足度が高い傾向にあります。就学前児童について前回調査と比較すると、満足度は高くなっています。

一方、就学児童については、満足度の低い割合が満足度が高い割合を上回っています。

(3) 第1期計画評価からみる今帰仁村の現状

①子ども・子育て支援事業計画評価

教育・保育の量の見込み確保方策について、私立保育園の整備等により、待機児童解消が図られている状況にあります。

放課後児童クラブについては、一部地域によっては、待機児童が発生している状況にあり、放課後の子どもの居場所の確保が必要と考えられます。

②次世代育成支援対策行動計画評価

地域子ども・子育て支援事業について、A判定(個別目標の達成に向けて大きく進展している)、B判定(個別目標の達成に向けておおむね順調に進展している)を合わせると72.5%が概ね計画目標を達成している状況にあるものの、「放課後子ども教室推進事業」はD判定(個別目標達成の進捗状況が停滞している)、「道德教育の充実」、「今帰仁村地域活性化事業」はE判定(施策自体の見直しが必要である)となっており、施策の改善・見直しが必要と考えられます。

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

「子ども・子育て支援法」における基本理念は、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定めており、基本指針として「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。

本計画は、国の定めた基本指針をふまえつつ、今帰仁村のこれまでの子育て支援の指針であった「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」の目標像を継承し、基本理念を以下のように設定します。

今帰仁村子ども・子育て支援事業計画 基本理念

ゆたかな自然と地域に包まれて 子どもが健やかに育まれる今帰仁村

～未来に向かってみんなが繋がる安心な子育てを目指して～



2 基本的な視点

本村の子育てに関する基本目標及び施策の方向性の検討にあたっては、国が示す「次世代育成支援対策行動計画策定指針」の「基本的な視点」を考慮します。

(1) 【基本的な視点 1】子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

(2) 【基本的な視点 2】次代の親の育成の視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。

(3) 【基本的な視点 3】サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育てサービスが必要となります。

(4) 【基本的な視点 4】社会全体による支援の視点

子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、行政をはじめ、企業や関係団体など地域社会全体で協力し取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要となります。

(5) 【基本的な視点 5】仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育ての希望を実現するための取組の一つとして重要であり、行政や企業をはじめとする関係者が連携し、地域の実情に応じた展開を図ることが必要となります。

(6) 【基本的な視点 6】結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

多くの若者が将来家庭を持つことを望んでいるものの、晩婚化・未婚化が進み、結婚や妊娠、出産に対する希望が叶えられていないとされています。

このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産」に対する支援を推進することが必要となります。

(7) 【基本的な視点7】 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、保育士をはじめとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、地域における様々な社会資源によって担われるものです。

また、子育て支援対策は、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

その際、社会的養護を必要とする子どもの増加や、虐待等の子どもの抱える背景の多様化に十分対応できるよう取組を進めることが必要となります。

(8) 【基本的な視点8】 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域には、子育てに関する活動を行うNPOや子育てサークル、子ども会などの様々な地域活動団体、民間事業者などの地域社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要となります。

また、児童館、公民館、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要となります。

(9) 【基本的な視点9】 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

このため、子育て支援対策では、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要となります。

(10) 【基本的な視点10】 地域特性の視点

人口構造や産業構造、社会資源の状況等など地域特性による利用者ニーズも異なることから、子育て支援対策においては、地域特性を踏まえた取組を進めていくことが必要です。

3 基本目標及び施策の方向性

本村の子育てに関する基本目標及び施策の方向性は、国が示す「次世代育成支援対策行動計画策定指針」において、次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ設定します。

- (1) 【基本目標1】地域における子育て支援の推進
 - ①地域における子育て支援サービスの充実
 - ②保育サービスの充実
 - ③子育て支援のネットワークづくり
 - ④子どもの健全育成
 - ⑤地域における人材育成

- (2) 【基本目標2】母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
 - ①妊産婦・乳幼児への保健対策
 - ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
 - ③「食育」の推進
 - ④子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
 - ⑤小児医療の充実
 - ⑥結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- (3) 【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - ①次代の親の育成
 - ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - ③家庭や地域の教育力の向上

- (4) 【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備
 - ①良質な住宅の確保
 - ②安全な道路交通環境の整備
 - ③安心して外出できる環境の整備
 - ④安全・安心まちづくりの推進等

- (5) 【基本目標5】職業生活と家庭生活との両立の推進等
 - ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- (6) 【基本目標6】特別な支援が必要な子どもと家庭の支援
 - ①きめ細やかな対応が必要な児童への支援
 - ②ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ③障がい児施策の充実
 - ④子どもの貧困対策の充実

第4章 施策の展開

1【基本目標1】 地域における子育て支援の推進

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう、相談・支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、保育所・認定こども園、学校、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

さらに、これらの情報をすべての子育て家庭に伝えることができるように、情報提供の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加を促進します。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現代社会の中の多様な子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要となります。

【施策の展開】

施策		一時預かり事業						
施策内容		令和2年度開園予定の認定こども園において、余裕活用型一時預かり(利用児童数が定員に達していない場合に定員まで預かる事業)として受け入れる。						
目標値	利用者数 (人日)	現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
		10,414	839	839	839	839	839	
担当課		幼保連携推進室						

施策		延長保育事業						
施策内容		保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育短時間利用者の標準保育時間内での保育時間の延長や保育標準時間利用者の保育所における通常の11時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業です。 現在、民間保育園3園で実施しており、令和2年度より、認定こども園でも保育標準時間を超えた延長保育事業を開始します。						
目標値	利用者数 (人)	現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
		122	118	111	108	108	104	
担当課		幼保連携推進室						

施策		地域子育て支援拠点事業					
施策内容		<p>地域子育て支援拠点事業は、子育て中の保護者等が、地域支援等から孤立し育児不安等を抱えることのないよう、保護者に身近な地域で親子交流や育児相談等を行う事業です。</p> <p>本村では子育て支援センターを令和2年4月より、認定こども園にて実施する予定です。</p>					
目 標 値	利用者数	現 状 値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		1,838	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
担 当 課		幼保連携推進室					

施策		利用者支援事業【母子保健型】					
施策内容		<p>本村では、子育て世代包括支援センターを平成27年度より保健センターに設置しており、母子保健コーディネーターを中心に妊産婦支援体制をさらに充実させるよう取組を進めています。また、社会的に孤立しやすい時期、妊娠・出産・子育て期の親子の支援を通し、虐待防止等福祉的支援の役割も担っていきます。</p>					
目 標 値	実施箇所	現 状 値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		1	1	1	1	1	1
担 当 課		福祉保健課					

施策		子育て短期支援事業					
施策内容		<p>保護者の疾病や疲労等の理由により子どもの養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保育を行う事業です。利用目的や時間帯などにより「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」（7日以内）と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」（平日夜間又は休日）の2つの事業形態があります。</p> <p>現時点において、利用ニーズはないものの、今後、必要に応じ児童養護施設において保護を行います。</p>					
目 標 値	利用者数 (人日)	現 状 値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		0	0	0	0	0	0
担 当 課		幼保連携推進室					

施策 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育をする事業です。

施策内容 本村では、病児・病後児保育は、やんばる町村ファミリーサポートセンターがその役割を担っており、病院や保育所等における病児・病後児保育は未実施となっています。

目 標 値	利用者数 (人日)	現 状 値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		0	1,643	1,598	1,499	1,454	1,409

担 当 課 幼保連携推進室

施策 やんばる町村ファミリーサポートセンター利用支援事業

乳幼児や児童・生徒（概ね0～18歳児まで）を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい方（おねがい会員）、育児の援助を行いたい方（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

施策内容 やんばる町村ファミリーサポートセンターでは、本村をはじめ北部地域の9町村（今帰仁村・国頭村・大宜味村・東村・本部町・宜野座村・金武町・恩納村・伊江村）が共同で本事業を実施しています。

本村は北部地域内でも利用が多く、ひとり親世帯や非課税世帯については、子育てサポート券（初回10,000円分のサービス券）を発行し、経済的負担の軽減を行っています。今後も、利用会員への周知やサポート会員の確保に努め、子育て支援をサポートします。

担 当 課 幼保連携推進室



(2) 保育サービスの充実

新制度では、多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

さらに、保育所や認定こども園から小学校生活にうまく適応できるよう、円滑な接続を図っていく必要があります。

また、これらの取り組みが着実に実施できるよう、保育教諭の確保及び資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が望まれています。

【施策の展開】

施策	教育・保育施設の充実
施策内容	待機児童の解消と既存施設の老朽化等に伴う施設整備による園児の受皿確保を進める中、認可外保育所の認可化には至りませんでした。事業所内保育所や民間保育所が新規開園しました。 また、令和2年4月に公立認定こども園が開園する予定であり、3歳からの幼児教育と一部受入れできていない5歳児保育の受け入れが可能となります。
担当課	幼保連携推進室

施策	特定教育保育施設及び地域型保育事業
施策内容	年度途中の0歳児の受入は、民間保育園の弾力化によって対応しています。 また、令和2年4月に公立認定こども園が開園することにより、待機児童が解消される予定であり、待機児童の解消及び幼児期の総合的な教育・保育の提供に向けて取り組みを進めます。
担当課	幼保連携推進室



(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援のニーズが多様化する中で、子育て家庭が抱える不安や負担も様々であり、子どもや子育て家庭の状況に応じた、きめ細かな支援策が求められています。

このため、地域全体で子育て支援を支えることができるよう、子育て支援のネットワークを構築し、情報提供の充実を図ります。

【施策の展開】

施策	子育て支援サービスの周知
施策内容	<p>子育て中の保護者等が、多岐にわたる子育て支援サービス等の情報を得やすいよう、広報なきじんや村ホームページ（教育員会 HP 含む）を活用し、適宜、サービスの周知を行っています。</p> <p>また、本村で生活する皆さんに対して安心して子育てを行ってもらうための情報をまとめた子育てのしおりを出生届や転入時に配布しています。</p> <p>今後も、村広報誌、村HPを積極的に活用し、住民に対し必要な情報についての周知に努めます。</p>
担当課	総務課

(4) 子どもの健全育成

共働き家庭が多くを占める現代において、小学生の放課後対策の充実が不可欠となっています。放課後児童クラブの新規整備や、放課後子ども教室、身近な施設を活用した居場所づくりなど、子どもたちが安全に過ごせる場所の確保に努めます。

【施策の展開】

施策	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）						
施策内容	<p>就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。</p> <p>本事業は、民間の施設が平成 29 年度に 3 施設から 4 施設に増えたものの、利用者ニーズは年々高まっていることや、定員の経過措置終了により、更なる受け皿の対策が必要となることから、利用ニーズを踏まえたうえで、待機児童が発生しないように本事業を推進していきます。</p>						
目標値	利用者数 (人)	現 状 値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		—	206	205	209	202	197
担当課	学校教育課						

施策		放課後子ども教室推進事業					
施策内容		放課後子ども教室推進事業は、現在、中央公民館にて、小・中学生対象に無料塾を直営で実施しています。 令和2年度からは民間団体に委託し、週2～5日の開催を予定しています。					
目標値	開催場所数	現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		1	1	1	1	1	1
担当課		社会教育課					

施策		ブックスタート事業の推進					
施策内容		ブックスタート事業は、乳児健診（乳児一般健康診査）時に乳児をもつ保護者へ絵本をプレゼントする事業です。 現在、乳児健診（乳児一般健康診査）時に絵本をプレゼントしていますが、 今後は、幼い時期から絵本に触れ、家族ぐるみで本に親しむ環境づくりを推進するために 村立図書館での開催を実施します。					
目標値	開催数	現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		5	4	4	4	4	4
担当課		社会教育課					

（５）地域における人材育成

教育・保育事業を展開するにあたっては、施設等の確保だけでなく、保育教諭などの人材の確保が必要となります。保育教諭不足が常態化している状況の中、県との連携などにより人材確保に努めます。

【施策の展開】

施策		保育士等の育成・確保の強化					
施策内容		幼児期の学校教育・保育の提供の基盤となる人材を育成・確保するため、 県が実施する保育士等の育成・確保に関する各種取り組みとの連携を図りま す。 また、私立、公立を含めた保育士の処遇改善や新制度の理解や実践に即した 研修会の実施等を行ない人材の育成・確保に取り組みます。					
担当課		幼保連携推進室					

2【基本目標2】母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供の充実に向けた取組などを進めます。

(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。

妊産婦及び乳幼児の家庭における生活状況や心身の健康状態を把握し、新生児を順調に成育できるよう指導・支援を推進します。

また、乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るとともに、健康診査の未受診者の把握に努めます。

【施策の展開】

施策		母子健康相談事業					
施策内容		母子を対象に、保健センターで母子の健康状態や育児等に関する相談に対応する事業で、母子保健担当保健師、母子保健コーディネーター（2名）にて妊産婦、乳児、幼児、その他（予防接種関係、児童に関する事など）の相談業務（訪問、来所、電話）や保健指導を行っています。電話に関しては、電話やメールに加え、LINEなどのSNSを通じた情報提供や調整等を行っています。					
目標値	事業対応件数	現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		700	700	700	700	700	700
担当課		福祉保健課					

施策		妊婦一般健康診査等の推進					
施策内容		妊婦が自身の健康状態や胎児の発育状態を把握し、健康管理に努めながら出産を迎えることができるよう、妊婦一般健康診査の費用を一部公費負担する事業（計14回迄）です。更に、身体的変化が著しい妊娠期に安心して出産を迎える準備ができるよう、妊娠中期以降に保健師等が健康管理や出産準備等のアドバイスをを行う訪問支援を行っています。 今後は、産婦健診、産後ケア事業について実施できるよう取り組みます。					
目標値	受診延べ人数	現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		769	760	760	760	760	760
担当課		福祉保健課					

施策		新生児・乳児家庭全戸訪問事業					
施策内容		<p>新生児・乳児の健康管理及び保護者の育児支援等に資するよう、保健師等専門職による新生児訪問・乳児全戸訪問を行い、育児に関する事業等の説明、育児相談等を行います。</p> <p>また、県外からの移住者の増加、外国籍の保護者など、社会情勢の変化に伴い、育児状況も変化します。育児支援が必要となる状況を把握し、育児負担感や不安等を把握し、支援ができるように取り組んでいきます。</p>					
目 標 値	訪問件数	現 状 値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		86	90	90	90	90	90
担 当 課		福祉保健課					

施策		乳幼児健康診査事業					
施策内容		<p>乳幼児の健康管理に資するよう、乳児(5回/年)、1歳6か月児と3歳児(6回/年)を対象に行う健康診査(以下、健診)事業と、1歳から5歳になる幼児を対象に行う歯科健診事業(2回/年)があります。</p> <p>今後とも、乳幼児の身体の健康のために、健診受診に向け保護者への啓発を行っていきます。</p>					
目 標 値	受診率等	現 状 値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		受診率	受診率	受診率	受診率	受診率	受診率
		乳児：97	乳児：90	乳児：90	乳児：90	乳児：90	乳児：90
		1.6歳：86	1.6歳：90	1.6歳：90	1.6歳：90	1.6歳：90	1.6歳：90
		3歳：82	3歳：90	3歳：90	3歳：90	3歳：90	3歳：90
		歯科人数：40	歯科人数：40	歯科人数：40	歯科人数：40	歯科人数：40	歯科人数：40
担 当 課		福祉保健課					

施策		予防接種事業					
施策内容		<p>乳幼児の感染症等の予防を図るため、予防接種(4種混合(DPT-IPV)、MR、DT、BCG、日本脳炎、ヒブ、肺炎球菌ワクチン、水痘)を定期的に行っています。</p> <p>今後も、予防接種の接種勧奨を積極的に取り組み、接種率の向上に努めます。</p>					
目 標 値	接種率	現 状 値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		4混：103	4混：90	4混：90	4混：90	4混：90	4混：90
		BCG：103	BCG：90	BCG：90	BCG：90	BCG：90	BCG：90
		MR：90	MR：95	MR：95	MR：95	MR：95	MR：95
		DT：89	DT：88	DT：88	DT：88	DT：88	DT：88
担 当 課		福祉保健課					

施策		ピアママ教室事業					
施策内容		<p>乳幼児（0～5歳児）をもつ保護者と妊婦を対象に、子育てに関する各種講習を開催し、育児力の向上、保護者間の交流を通じた育児不安の軽減等を目的とした事業です。</p> <p>平成29年度から妊婦も教室に参加できるよう、妊婦産婦共通の話題で教室運営をしています。1人1人に丁寧に関わることや交流を目的としているため、参加人数を制限していますが、その代わりに開催回数を増やすことで対応しています。今後も、妊産婦を対象に、自身の健康管理や産後の育児に関する知識について各種講習会を開催します。また、社会的に孤立しやすい時期の、妊娠・出産・子育て世代の仲間づくりや虐待防止にも努めます。</p>					
目 標 値	開催数 参加人数	現 状 値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		回数4回 参加人数 43人	回数4回 参加人数 40人	回数4回 参加人数 40人	回数4回 参加人数 40人	回数4回 参加人数 40人	回数4回 参加人数 40人
担 当 課		福祉保健課					

（2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

ゲームやSNS等による睡眠不足や過度のダイエットによる体調不良、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や薬物乱用など、思春期の子どもたちを取り巻く状況は、決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるよう家庭、学校、地域が一体となって見守ることが大切です。

【施策の展開】

施策		学校教育と連携した思春期保健対策					
施策内容		<p>本村では、性教育や薬物乱用防止教育等に取り組むとともに、教育相談員による各校での巡回相談等を実施しています。</p> <p>喫煙問題も含め、今後とも継続して思春期保健対策の充実を図るとともに、関係機関（学校、村教育委員会、保健センター等）の連携を強化していきます。</p>					
担 当 課		学校教育課					

(3)「食育」の推進

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

【施策の展開】

施策	子どもがつくる弁当の日の推進
施策内容	<p>幼少期から地元の食材に慣れ親しみ、地産地消の体験を通して食材や生産者、調理者への感謝の念を育むことができるよう、各小学校において、地元食材についての座学と生産現場の見学、食材を活用した給食調理現場での学習により、より深い学びと「食」への関心、感謝の念を育んでいます。</p> <p>年3回の「弁当の日」を通じて、直に食材にふれ、調理することにより、「食べるということ」と「親への感謝」が育まれており、今後も、児童に対して「食育」を推進して行きます。</p>
担当課	学校教育課

施策	離乳食実習事業												
施策内容	<p>生後2か月から1歳未満の乳児の保護者を主な対象者とし、離乳食の講話や調理実習を行います(3回/年)。保護者が気軽に参加し、講話や実習に集中できるように、母子推進員による託児も行います。</p> <p>参加人数は10名前後で、1回のみならず2回、3回と参加する保護者もあり、好評価を得ています。初めての育児に頑張っている保護者、仕事復帰を控えた保護者など、各人の生活背景に合わせ、離乳食を負担に感じず、楽しく、簡単に離乳食に取り掛かれるような内容にできるように今後も取り組んでいきます。</p>												
目標値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値 (H30年度)</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数2回 参加人数 36人</td> <td>回数3回 参加人数 50人</td> <td>回数3回 参加人数 50人</td> <td>回数3回 参加人数 50人</td> <td>回数3回 参加人数 50人</td> <td>回数3回 参加人数 50人</td> </tr> </tbody> </table>	現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	回数2回 参加人数 36人	回数3回 参加人数 50人	回数3回 参加人数 50人	回数3回 参加人数 50人	回数3回 参加人数 50人	回数3回 参加人数 50人
現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度								
回数2回 参加人数 36人	回数3回 参加人数 50人	回数3回 参加人数 50人	回数3回 参加人数 50人	回数3回 参加人数 50人	回数3回 参加人数 50人								
担当課	福祉保健課												

(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

子どもたちの健やかな成長を支援していくため、地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域による相互連携をさらに強化していくことが求められています。

【施策の展開】

施策		母子保健推進員活動の促進					
施策内容		本村から委嘱を受けた母子保健推進員は、地域のお母さんと子どもの健康に関する良き相談役として活躍しています。各種母子保健事業へ参加し、健診の身体計測や託児を行う等、各事業が円滑に実施されるよう協力するだけでなく、乳幼児健診への受診勧奨、その他行政サービスに係る情報の提供を行っています。今後も人材確保とその育成により母子保健推進員活動を促進し、地域の子育て力の充実を図ります。					
目標値	定例会 研修会	現 状 値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		9	10	10	10	10	10
担 当 課		福祉保健課					

(5) 小児医療の充実

地域で安心して子どもを生み、健やかに育てることができるように、子育て世帯の経済的支援として、医療費助成を実施します。

【施策の展開】

施策		こども医療費助成事業					
施策内容		乳幼児期から学齢期までの子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進することで、心身の健全な発育に供するよう、乳幼児期～学齢期の医療費の一部を助成する事業です。 医療費無料化の対象年齢の拡大により、子育て世代の経済的支援を推進して行きます。					
目標値	受給者数 助成件数	現 状 値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	受給者数	受給者数	受給者数	受給者数	受給者数	受給者数	受給者数
	助成件数	助成件数	助成件数	助成件数	助成件数	助成件数	助成件数
		1,445	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		9,117	10,000	11,000	11,500	12,000	12,500
担 当 課		福祉保健課					

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援が重要であり、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行います。

【施策の展開】

施策	今帰仁村すこやか子育て支援金の充実
施策内容	次代の社会を担う子どもの健全育成及び福祉の増進を目的として、子どもの誕生を祝うとともに出生児の健やかな成長に資するよう、1児出産につき今帰仁村すこやか子育て支援金を支給しています。 今後も、1児出産につき支援金を支給する取り組みを継続するとともに、保護者が入院した場合の養育支援などの充実に向けて検討します。
担当課	福祉保健課



3【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親の育成のため、子育ての楽しさや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努める必要があります。子どもたちの発達段階に応じて個性や「生きる力」を伸長できるよう、特色ある学校教育、安心安全な教育環境づくりの充実に取り組みます。

さらに、子どもたちの健全育成を家庭や地域全体で見守り、支えていくことが重要であり、家庭や地域社会の子育て力の向上への取り組みを推進します。

(1) 次代の親の育成

子どもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは「親」であり、子どもが誕生した瞬間から大きな責任を背負うこととなります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、一人ひとりが安心して多様な家庭を築くこと及び命が育まれることの意義に関する教育・広報・啓発に努めます。

また、中学生、高校生等が、命が育まれることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進します。

【施策の展開】

施策	思春期における保健・福祉体験学習事業
施策内容	本村では、思春期に父性や母性の涵養を図るとともに、生命の尊厳や性に関する教育を行うことにより子どもたちの心身の健全な育成を図れるよう、保育所において、中学生、高校生等の職場体験実習を行っています。 今後も、乳幼児とのふれあいの中で、父性・母性の涵養を図っていきます。
担当課	学校教育課、福祉保健課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

【施策の展開】

施策	きめ細かな学習指導の充実
施策内容	本村を担う子どもたちの学力の向上を図るために、小・中学校への学習支援員の配置と、名桜大生による学習支援ボランティア、中学生を対象とした公営塾講師による夏期講座を行い、学習支援を実施しています。 今後も、確かな学力の定着に向け、学習支援ボランティアの確保に努めるとともに、きめ細かな学習支援を進めていきます。
担当課	学校教育課

施策	豊かな心を育む教育の推進
施策内容	<p>豊かな心をもった子どもたちを養育していくことができるよう、車いす体験や高齢者等施設への訪問等福祉体験活動の実施、東ティモールの児童を招いての交流等を行っています。東ティモールの児童との交流は、学習環境の充実を実感できる大きな機会であり、保護者及び学校への感謝の機会になっています。</p> <p>また、他者への肯定、尊敬に繋げる取り組みとして、小中学校において「さんSUN運動」を展開しています。</p> <p>今後とも、豊かな心の養育に向け、関係機関との連携を通じた交流等を推進して行きます。</p>
担当課	学校教育課
施策	学校におけるスポーツ環境の充実
施策内容	<p>スポーツを通じて健全な心身の育成を図るために、地域人材を活用（中学校は、一部部活で外部コーチを活用）して、学校行事やクラブ活動等において、地域に伝わる棒術等に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、子どもたちの健やかな体の育成に努めます。</p>
担当課	学校教育課
施策	健康教育の推進
施策内容	<p>健全な心身の育成を図るとともにより適切な生活習慣の獲得に向け、各校において「早寝、早起き、朝ごはん」、「徒歩登校」の推奨により、健やかな体の育成に努めています。</p> <p>今後は、徒歩登校時の安全確保の観点から地域による「見守り隊」の組織化を検討するとともに、家庭との連携のもと心・体の健全育成及び適切な生活習慣の定着に務めます。</p>
担当課	学校教育課
施策	安全で快適な学校施設の整備・確保
施策内容	<p>児童、生徒が安全で快適な環境のもと学校生活を送ることができるよう、毎月各学校単位での安全点検や施設担当者による訪問点検を実施しています。更に、保護者等による校内の清掃活動、通学路の安全点検、学校、教育委員会でのエアコンの設置、教室のユニバーサルデザイン化を推奨し、安全・快適な学習環境の整備を行っています。</p> <p>今後とも、学校の施設環境の維持・保全に向け、適宜修繕、整備を進めるとともに、今帰仁小学校の耐震化未完了の施設について早期に耐力度調査を行い、耐震化に向けて取り組んでいきます。</p>
担当課	学校教育課

施策	地域に根ざした特色ある学校づくり
-----------	-------------------------

施策内容	<p>本村の次代を担う子どもたちの自信や地域への誇りを育むことができるよう、地域の自然、歴史文化、人材資源産業等を活かした教育活動（歴史学習、美化活動、芸能活動等）を各校で実践しています。</p> <p>また、学校評議員（保護者等）による学校評価を踏まえ、適宜教育内容の改善に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、学校と地域人材の調整を図りつつ、地域に根ざした特色ある学校づくりが行えるよう進めていきます。</p>
------	--

担当課	学校教育課
-----	-------

施策	キャリア教育の実践
-----------	------------------

施策内容	<p>発達段階に応じた職業観・起業化精神を育むべく、小学生を対象とした「教育ファーム事業」、中高生を対象とした「プロデューサー育成事業」、高校生を対象とした「県外インターシップ事業」を実施しています。</p> <p>今後も各種プログラムを通じて地域貢献・社会貢献のできる人材の育成を図ってまいります。</p>
------	--

担当課	学校教育課
-----	-------

(3) 家庭や地域の教育力の向上

地域の特色や多様性を生かした学校や授業では体験できない体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、子どもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心などの「生きる力」を養う取組に努めます。

【施策の展開】

施策		青少年健全育成協議会活動の推進					
施策内容		青少年健全育成協議会では、子どもたちの健全な育成を促進するために、本村の自然に触れる体験やスポーツ、文化活動等を行っています。 今後も、年間計画に基づき、子どもの健全な育成の推進を地域ぐるみの取り組みを継続して推進していきます。					
目標値	活動回数	現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		13	16	16	16	16	16
担当課		社会教育課					

施策		子ども会活動の推進					
施策内容		年齢の異なる子どもたちが集い、地域の特色に応じた遊びや美化活動等を通して、子どもたちの豊かな成長を図るために、子ども会活動を行っています。各字単位で活動をしており、子どもたちの中から選ばれた各字の正副会長と村の正副会長が中心となり運営しています。 今後は、子どもたちが積極的に子ども会活動に参加したくなるよう、活動内容の充実を図る等により地域活性化とリーダー育成を図るとともに、活動している字子ども会数を維持します。					
目標値	子ども会数	現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		17	17	17	17	17	17
担当課		社会教育課					

施策		地域人材等の活用による学校教育の充実					
施策内容		名桜大学の学生ボランティアによる学習支援を行うとともに、村のALTの活用による夏休み期間の英会話教室等を進めています。 また、村内の退職教員等による自学塾を開校するなど、それぞれの取り組みにより学力や学習意欲の向上に結びついています。 今後とも、本村を担う子どもたちの学力の向上を図るために、地域の人材等を有効に活用し各種の取り組みを進めていきます。					
担当課		学校教育課					

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

パソコンや携帯電話の普及により、インターネットの掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）の利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな問題が発生しています。

また、子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する情報が容易に入手できる環境となり、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域・学校・家庭における情報モラル教育など良好な環境づくりが必要です。

【施策の展開】

施策		有害環境対策の推進					
施策内容		<p>子どもたちへ悪影響を及ぼす恐れのある過激な情報が子どもの目に触れることのないよう、有害図書の対策に取り組むとともに、インターネットやスマートフォン等の適切な利用について学校をはじめ、家庭や地域において意識啓発に努めます。</p> <p>また、薬物・スマートフォンの悪用による非行対策を、学力向上推進大会及び地域懇談会を通して周知します。</p>					
目標	値 周知回数	現 状 値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		2	2	2	2	2	2
担当課		社会教育課・学校教育課					

4【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止に努めます。

(1) 良質な住宅の確保

近年では、赤ちゃんや子どもの声が生活騒音と捉えられるなど、子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、親子がともに楽しい時間を過ごすことのできる住環境を確保することが求められています。

【施策の展開】

施策	村営住宅における多子世帯等の優先入居の促進
施策内容	既存村営住宅の適切な管理を進めつつ、多子世帯等子育て世帯の優先入居を実施しています。 令和3年度には、湧川第2団地を新築予定であり、引き続き、村営住宅における多子世帯等の優先入居を促進します。
担当課	総務課

(2) 安全な道路交通環境の整備

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路等の点検を行い、交通安全施設の整備、道路照明等の安全対策を行います。

【施策の展開】

施策	安全な道路交通環境の推進(国・県各種補助事業の活用)
施策内容	子どもを含むすべての村民の交通安全のため、防護柵(ガードレール)及び道路反射鏡(カーブミラー)の設置、区画線の整備に取り組んでいます。 また、交通安全意識の高揚を図るため駐在警察官を中心に交通安全指導に取り組んでいます。 今後も、村内の危険性が高いと思われる箇所について、引き続き、関係機関等と連携して環境整備を推進するとともに、年間を通して交通安全に対する村民の意識啓発に努めます。
担当課	総務課・本部警察署

(3) 安心して外出できる環境の整備

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、公共施設などにおけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化、危険防止のための手すりの設置などの取組を進め、子育て家庭の外出を支援します。

【施策の展開】

施策	公共施設等のバリアフリー化の推進
施策内容	本村では、福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進しています。 今後検討している施設整備(令和2年 古宇利島観光拠点施設、令和3年 湧川第2団地新築事業、令和4年 新庁舎建設の整備)においても、子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるようバリアフリー化を推進します。
担当課	建設課

(4) 安全・安心まちづくりの推進等

子どもを交通事故や犯罪から守るため、警察、保育所、認定こども園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、安全安心なまちづくりを推進します。

【施策の展開】

施策	防犯灯の設置推進
施策内容	子どもを交通事故や犯罪から守るため、各字からの要請を踏まえて、村づくり交付金事業の活用による防犯灯の設置に取り組んでおり、今後も各字の要請を受け、防犯灯の設置に取り組みます。
担当課	総務課

施策	太陽の家等による地域防犯活動の推進
施策内容	子どもたちの防犯・安全確保のため、本部警察署や防犯協会が取り組む緊急避難場所「太陽の家(子ども110番の家)」の設置を推進しています。いざという時に児童等が気軽に駆け込み援助を求めて緊急避難できるよう、「太陽の家」の目印ステッカーを掲示し、学校現場においては「太陽の家」の周知に取り組んでいます。 今後とも関係機関と連携し、「太陽の家(子ども110番の家)」の設置の推進及び設置場所の周知に取り組み、地域の防犯活動を推進します
担当課	総務課

施策 夜間パトロールの充実

子どもたちを犯罪等の被害から守るために、青少年健全育成協議会による夜間パトロール、深夜徘徊防止活動等に取り組んでいます。また、駐在警察官を中心として、小中高の職員、教育委員会、PTAから成るメンバーによる、年末、村祭り期間中の夜間パトロールも行っています。

今後も、青少年育成協議会活動のゆいまーるパトロール（中学校）、まつり夜間パトロール（小中高）、冬休み夜間街頭指導（小中高）を、小中高の教員及び保護者と共同で実施します。

目 標 値 周知回数	現 状 値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		6	10	10	10	10

担 当 課 社会教育課・学校教育課



5【基本目標5】職業生活と家庭生活との両立の推進等

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

男女がともに子育てを担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を子育て家庭・事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

（1）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められていますが、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

企業にとっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。

【施策の展開】

施策	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
施策内容	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和を目指すため、役場をはじめ、村内企業に対し労働基準法等の遵守を働きかけるなど、育児休業の推進や従業員の余暇時間の創出を支援します。
担当課	総務課



6【基本目標6】特別な支援が必要な子どもと家庭の支援

様々な事情によりきめ細やかな支援が必要な子どもに対して、地域や行政を含むすべての関係機関が連携して手を差し伸べ、支えることが大切です。

いじめや不登校、児童虐待、生活困窮など、子どもをめぐる深刻な社会問題に対しても適切な対応が迅速にできる体制を整えていく必要があります。

ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

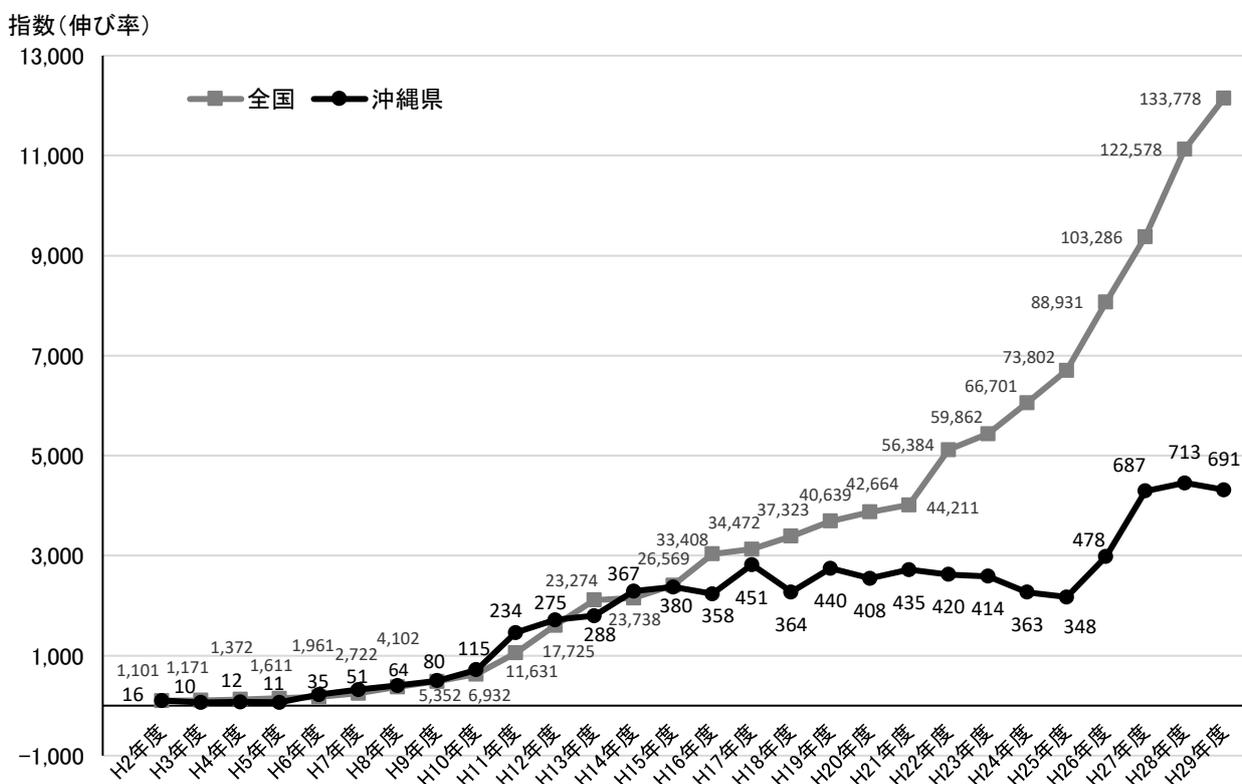
さらに、障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについて、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりの構築に取り組みます。

(1) きめ細やかな対応が必要な児童への支援

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家族関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数をみると、児童虐待相談件数は年々増加し、平成29年度は133,778件となっており、沖縄県では691件となっています。

児童相談所相談処理件数の指数（H2=100）の推移

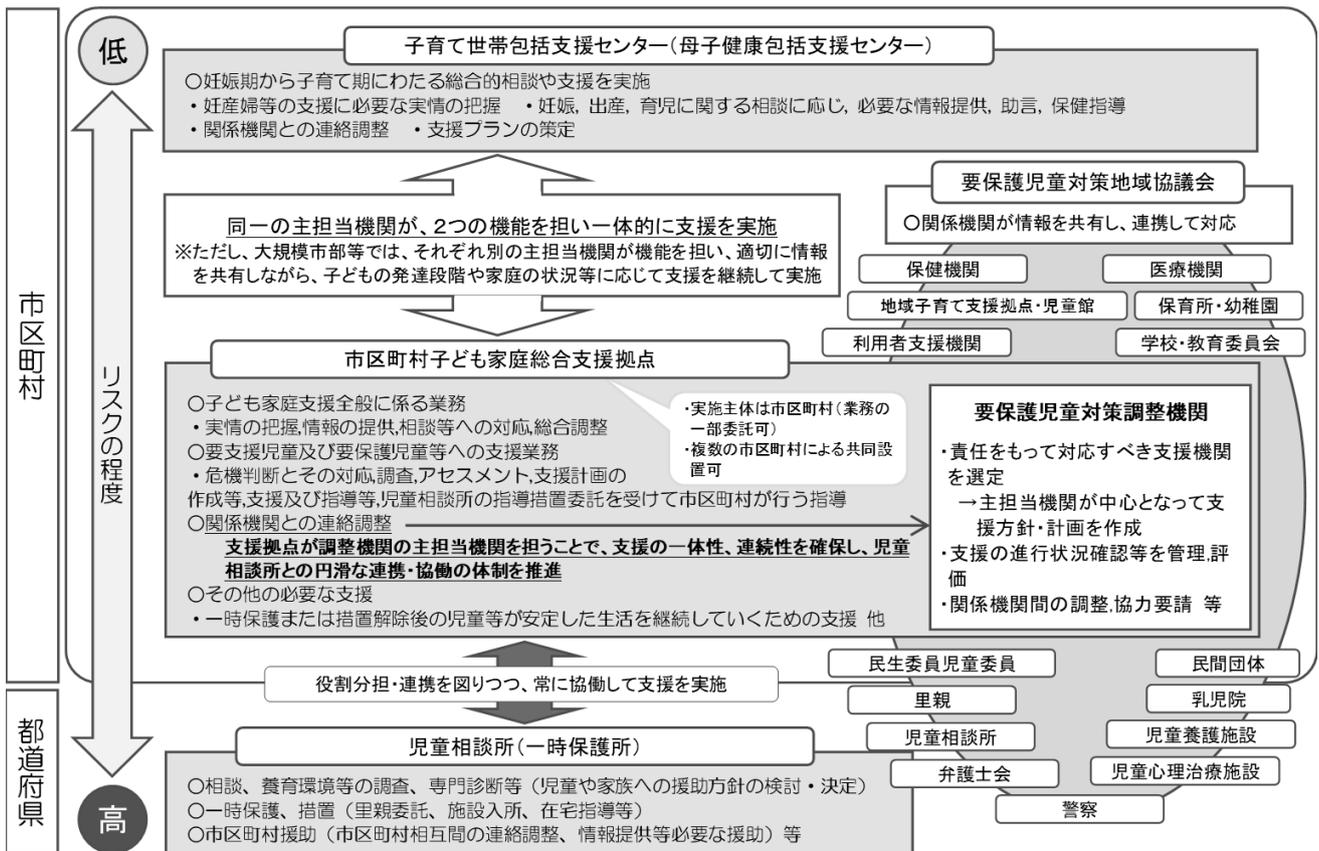


注) グラフ内の数値は相談件数

【施策の展開】

施策	児童相談支援事業
施策内容	<p>児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、子ども（0～18歳）に関するあらゆる相談支援（養育・しつけ・性格・非行・障がい・児童虐待等）を行う事業です。</p> <p>本村では、泣き声通報等については毎年数件あり48時間以内に安否確認と保護者指導を行い、一定期間の家庭の見守りを行っており、相談案件の中から要対協対応ケースは毎年4～5件程度となっています。また、相談案件の中で継続支援となるケースが多く、毎年対応するケースは膨らんでいる状況にあり、児童虐待専門職員の確保も課題となっています。</p> <p>今後は、支援体制の充実を図りつつ、2022年度までに「こども家庭総合支援拠点」の整備を目指し、「子育て世代包括支援センター」の機能をあわせた一体的な支援を行っています。</p>
担当課	幼保連携推進室、福祉保健課

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制のイメージ図



施策		養育支援訪問事業					
施策内容		<p>子育てに対して不安・孤立感等を抱える家庭や、その他様々な原因で養育支援を必要とする家庭に保健師等が訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題を解決、軽減できるよう支援を行います。</p> <p>具体的には、若年、多胎児の養育者を含め、産前産後の育児に関する悩みを持つ養育者への相談支援、養育者自身の身体的・精神的不調に対する相談・指導を行います。</p>					
目標値	訪問世帯数	現 状 値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		3	5	5	5	5	5
担当課		福祉保健課					

施策		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業					
施策内容		<p>要保護児童とその保護者を把握した場合に、適切な支援へ繋げるため学校関係者や行政関係者等（保育所（園）、幼稚園、学校、民生委員児童委員協議会、今帰仁村保健センター等）が一堂に会し、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を開催しています。</p> <p>今後は、要保護児童対策地域協議会に児童福祉士の専門職員配置や更なる関係機関との連携強化を図り、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組みます。</p>					
担当課		幼保連携推進室					

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

また、ひとり親家庭の資格取得を支援するため、今後、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めます。

【施策の展開】

施策	母子及び父子家庭等医療費助成事業
施策内容	母子及び父子家庭並びに養育者家庭に対して、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、保健の向上等を図ることを目的とした事業です。 本村では、児童扶養手当の認定請求と同時に申請を受け付けることで、申請漏れの防止に取り組んでいます。 今後も、本事業を継続実施するとともに事業の周知徹底に取り組みます。
担当課	福祉保健課

施策	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
施策内容	母子・父子・寡婦家庭を対象に、事業開始（継続）資金や就学資金、技能取得資金等の貸付を行いひとり親家庭等の自立を支援する事業です。本村が相談窓口となり沖縄県が助成を行う事業です。 本事業の相談は、年間数件あるが、申請時の条件が厳しいこともあり、申請まで至らないケースがあり、その場合は、他貸付事業所等と連携しています。 今後は、本事業を継続的に実施するとともに、本事業の利用が難しい場合には、今帰仁村社会福祉協議会等と連携を図り、支援方法を検討するなど柔軟な対応に取り組みます。
担当課	福祉保健課

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障害のない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努める必要があります。

【施策の展開】

施策		第1期障がい児福祉計画と連携した障がい児支援の推進				
施策内容		平成30年3月に「第3期今帰仁村障害者計画（平成30年度～平成35年度）」・「第5期今帰仁村障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）」・「第1期今帰仁村障害児福祉計画（平成30年度～平成32年度）」を一体的に策定し実施しています。 障害児への支援については、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを重点的に展開しております。平成30年度からは、近隣市町村と同様に利用上限日数を国の定める標準利用上限日数で決定することで支援体制の充実につながっております。				
目 標 値	児童発達支援センターの設置	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
			実施	実施	実施	実施
目 標 値	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	実施	実施	実施	実施
目 標 値	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	—	実施	実施	実施	実施
目 標 値	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議場の設置	実施	実施	実施	実施	実施
担 当 課	福祉保健課					

(4) 子どもの貧困対策の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。この大綱では、貧困の世代間連鎖の解消、子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施、実態を踏まえた対策を基本方針として、子どもの貧困の改善に向けた取り組みが求められています。

子どもの貧困対策の取り組みとして、生活困窮家庭を含むすべての子どもに対し、子どもの健全育成の観点から放課後の子どもの居場所づくり(子ども食堂・学習支援)の充実を図ります。

【施策の展開】

施策	教育奨励特別対策事業
施策内容	<p>優良な学生で経済的理由により就学が困難な子どもを対象に、「今帰仁村育英会」による奨学金の貸与を行う事業です。</p> <p>今回、新たに、村育英会の奨学金の貸与金額を月額1万円ずつ引き上げています。また、村独自の事業として、入学時の短期的な金銭需要に合わせ、入学準備金貸付制度を実施しています。</p> <p>優秀な学生で経済的な理由で進学を断念することがないように、給付型の奨学金制度の創設も行っています。</p> <p>優秀な学生が経済的な理由で就学を断念することがないように、本奨学金制度に取り組むとともに周知を拡充します。また、継続的な実施に向けて財源の確保も検討します。</p>
担当課	学校教育課
施策	子どもの居場所づくり(無料学習支援・地域食堂)
施策内容	<p>様々な支援を必要とする子ども(生活困窮世帯やひとり親家庭、虐待のある家庭、ひきこもりやいじめを受けた子ども等)に対して、食事の提供や学習支援など地域での居場所を作り、子どもの生活面から学習面まで多面的に支援するため、無料学習支援や地域食堂を運営している団体等に対し、場所の提供等の支援を検討します。</p>
担当課	社会教育課、福祉保健課

**第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
と確保方策、実施時期**

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【国の区域設定における考え】

- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ・ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

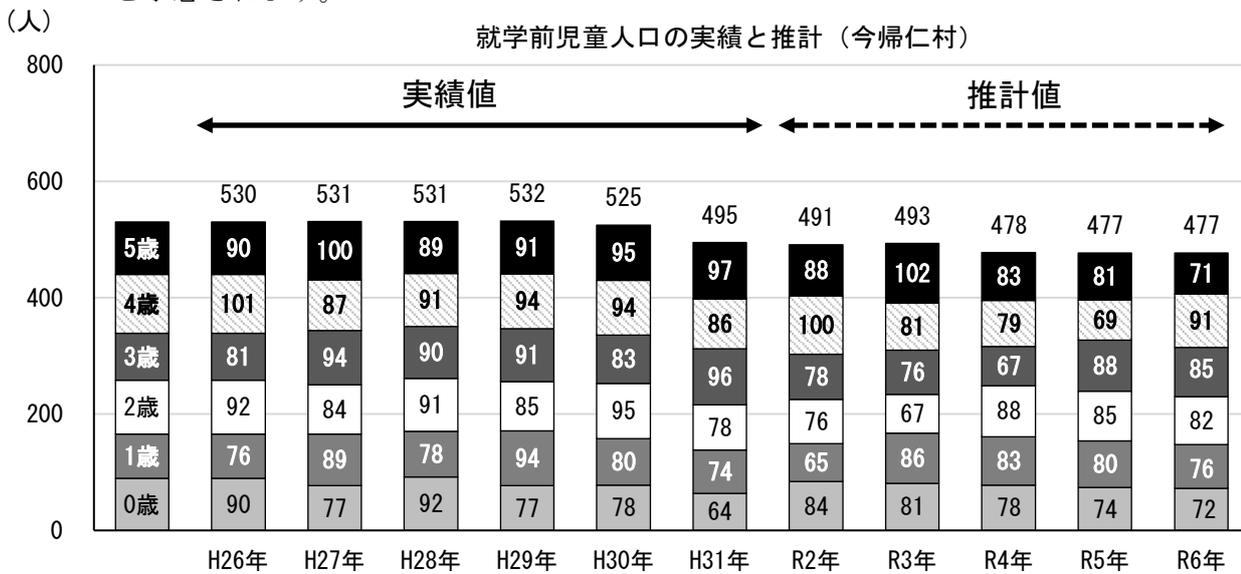
(2) 今帰仁村における教育・保育提供区域の考え方

本村の人口規模や地域資源等を勘案すると、村全域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、本村においては教育・保育提供区域を村全域と設定します。

2 児童人口推計

(2) 就学前児童人口(0-5歳)

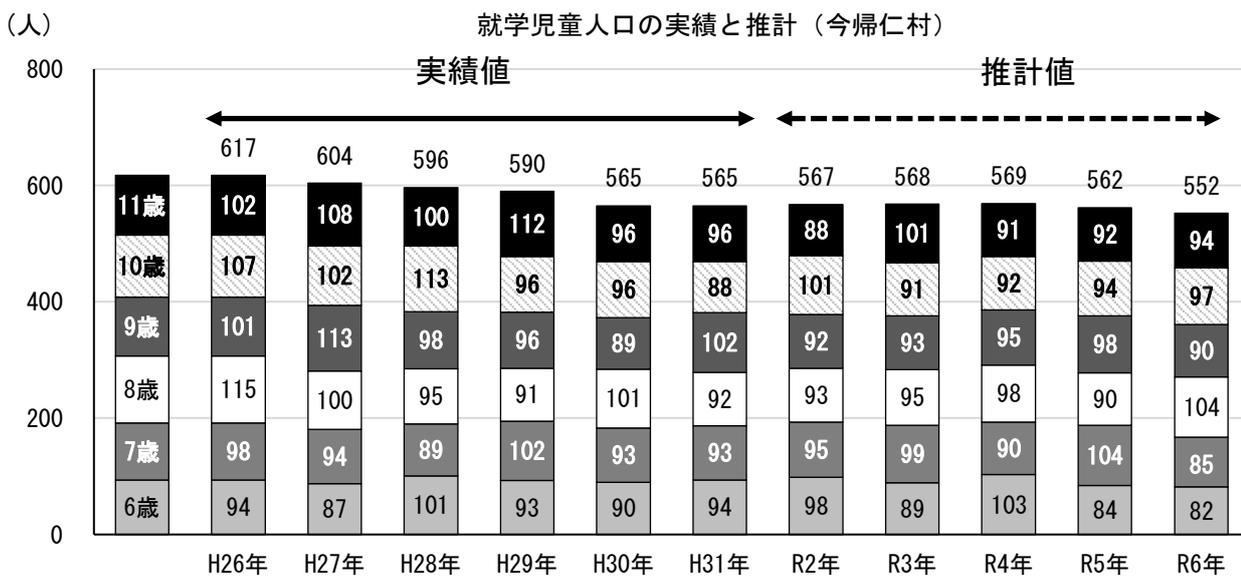
今帰仁村の就学前児童人口は、平成26年から平成30年までは横ばいで推移していましたが、平成31年には495人と減少しています。今後の就学前児童の人口は、出生数の減少とともに、減少傾向で推移することが予想され、計画期間最終年の令和6年には477人になると予想されます。



※実績人口：今帰仁村住民基本台帳(4月1日現在)

(3) 就学児童人口(6-11歳)

今帰仁村の就学児童人口は、平成26年から年々減少傾向にあり、平成31年の就学児童人口は565人となっています。今後の就学児童の人口は、ほぼ横ばいで推移することが予想され、計画期間最終年の令和6年には552人になると予想されます。



※実績人口：今帰仁村住民基本台帳(4月1日現在)

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めなければいけません。

村内に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育園等)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

保育の必要性の認定区分

【1号認定】3-5歳 幼児期の学校教育(19条1項1号に該当:教育標準時間認定)

【2号認定】3-5歳 保育の必要性あり(19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)

【3号認定】0-2歳 保育の必要性あり(19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)

(2) 1号認定+2号認定(教育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策

1号認定+2号認定(教育ニーズ)実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①実績	100人	90人	91人	40人	36人

1号認定+2号認定(教育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み(第2期)	34人	33人	30人	31人	32人
②確保方策	35人	35人	35人	35人	35人

(3) 2号認定(保育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策

2号認定(保育ニーズ)実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①実績	151人	163人	163人	219人	230人

2号認定(保育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み(第2期)	219人	214人	189人	196人	204人
②確保方策	253人	253人	253人	253人	253人

(4) 3号認定(0歳児、1-2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

3号認定(0歳児・1-2歳児)実績

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1-2歳								
②実績	28人	141人	35人	143人	36人	130人	34人	153人	26人	134人

3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策

区分	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み(第2期)	33人	124人	32人	135人	31人	149人	29人	145人	29人	139人
②確保方策	45人	149人								

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

事業実績				
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施箇所	1	1	1	1

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み					
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

事業実績				
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用人数【人回/年】	4,131	3,088	2,865	1,838
実施箇所【箇所】	1	1	1	1

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み					
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人回/年】	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②確保方策	利用延べ人数【人回/年】	2,000	2,000	2,000	2,000
	実施箇所【箇所】	1	1	1	1

※ニーズ調査より有効な回答が得られなかったため、実績値より算出

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

事業実績				
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
受診者数【人回】	1,193	1,063	1,011	769

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み					
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人回】	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009
②確保方策【人回】	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009

※実績値より平均値を計上

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問事業含む)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状】

事業実績				
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実績【人】	80	79	81	61

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み					
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	84	81	78	74	72
②確保方策【人】	84	81	78	74	72

※量の見込みは推計児童数を掲載

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

事業実績				
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実績【人】	0	3	6	2

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み					
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6

※実績値より過去最大値を計上

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

事業実績				
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実績【人日】	未実施	未実施	未実施	未実施

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み					
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】	0	0	0	0	0
②確保方策【人日】	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

※ニーズ調査より算出

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学児）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

事業実績				
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実績【人日】	177	443	394	254

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み					
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】	443	443	443	443	443
②確保方策【人日】	443	443	443	443	443

※ニーズ結果からニーズが得られなかったため、実績値より過去最大値を計上

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

事業実績					
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
実績	在園児対応型【人日】	23,621	19,575	24,315	10,404
	上記以外【人日】	159	287	339	240

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み						
区分	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	①量の見込み	在園児対応型【人日】	500	500	500	500
上記以外【人日】		339	339	339	339	339
②確保方策	在園児対応型【人日】	500	500	500	500	500
	上記以外【人日】	339	339	339	339	339

※量の見込みの在園児対応型は、令和元年度の状況を勘案して計上、上記以外については実績値より過去最大値を計上

※上記以外の確保方策はファミリー・サポート・センターによる確保方策とする。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用実人数【人日】	未実施	未実施	未実施	72人

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	125	126	122	121	121
②確保方策	人数【人】	120	120	120	120
	実施箇所【箇所】	3	3	3	3

※ニーズ調査より算出

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用人数【人日】	病児・病後児保育	未実施	未実施	未実施
	ファミリー・サポート・センター	5	27	0

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】	1,688	1,695	1,643	1,640	1,640
②確保方策【人日】	33	33	33	33	33

※量の見込みはニーズ調査より算出

※確保方策は、ファミリー・サポート・センターの確保人数とする。

(11) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
申請人数【人】（低学年）	118 人	126 人	132 人	140 人
申請人数【人】（高学年）	15 人	24 人	25 人	28 人

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	低学年【人】	163	161	166	158	154
	高学年【人】	43	44	43	44	43
②確保方策	定員数【人】	225	225	225	225	225
	実施箇所【箇所】	5	5	5	5	5

※ニーズ調査より算出

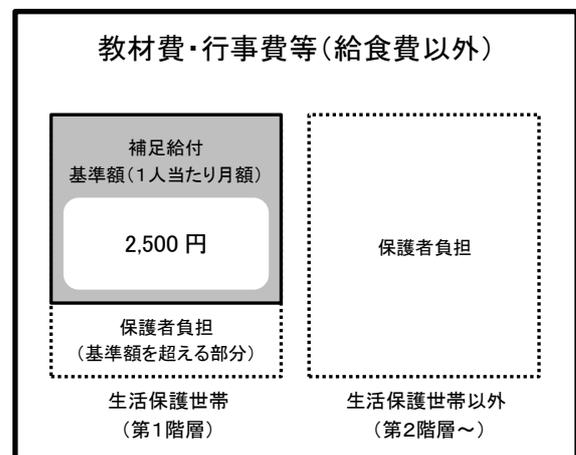
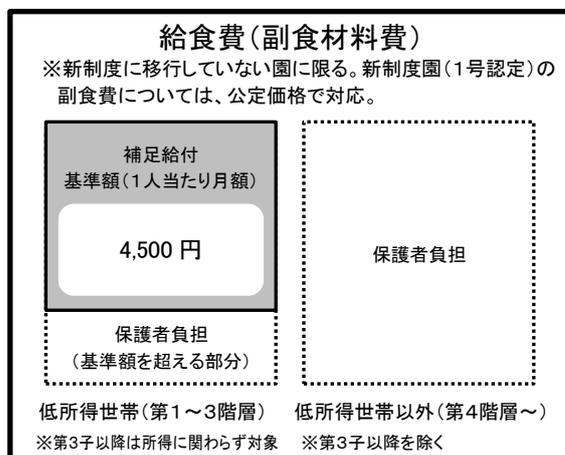
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具等の購入に要する費用」等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

※事業実績はありません。今後利用者ニーズを踏まえ検討します。

■ 事業内容

- 認定区分に応じて対応が異なる **給食費(副食材料費)** と、それ以外の **教材費・行事費等** に分けて費用の一部を補助します。



(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。主な事業内容は次の2つになります。

※事業実績はありません。今後利用者ニーズを踏まえ検討します。

1 新規参入施設等への巡回支援	
目的	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。
事業内容	新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つまたは複数の事業を実施するものとします。 ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業 ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応に関する実地支援、相談・助言等を行う事業 ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たった連携先の紹介等を行う事業 ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業 ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業
支援対象	保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者

2 認定こども園特別支援教育・保育経費																																																					
目的	多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許または保育士視覚を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。																																																				
実施場所	私立認定こども園																																																				
対象となる子ども	次の①～③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、または健康面、発達面において特別な支援が必要であること ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること																																																				
補助要件	当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること																																																				
対象となる施設	◎:多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費) ○:私学助成(特別支援教育経費) ●:一般財源化前の障害児保育事業																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">認定こども園</th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">幼保連携型</td> <td rowspan="2">学校法人立*1*2</td> <td>旧接続型</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>旧並列型</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>◎</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">幼稚園型</td> <td rowspan="3">幼稚園部分が学校法人立*1</td> <td>単独型</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>接続型</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>並列型</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>単独型</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>接続型・並列型</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保育所型</td> <td>◎</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地方裁量型</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	認定こども園		1号	2号	3号	幼保連携型	学校法人立*1*2	旧接続型	○	○	●	旧並列型	○	●	●	上記以外	◎	●	●	幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立*1	単独型	○	○	—	接続型	○	○	◎	並列型	○	◎	◎	上記以外	単独型	◎	◎	—	接続型・並列型	◎	◎	◎	保育所型		◎	●	●	地方裁量型		◎	◎	◎
認定こども園		1号	2号	3号																																																	
幼保連携型	学校法人立*1*2	旧接続型	○	○	●																																																
		旧並列型	○	●	●																																																
	上記以外	◎	●	●																																																	
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立*1	単独型	○	○	—																																																
		接続型	○	○	◎																																																
		並列型	○	◎	◎																																																
	上記以外	単独型	◎	◎	—																																																
		接続型・並列型	◎	◎	◎																																																
保育所型		◎	●	●																																																	
地方裁量型		◎	◎	◎																																																	
	*1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含みます。 *2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時または施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が新制度施行時または施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外となります。																																																				

5 幼児教育・保育施設の施設整備の今後の方向性

(1) 幼児期の教育・保育の一体的な提供

保育所と幼稚園の良さを併せもつ認定こども園の開園により、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を目指します。

(2) 保幼小の連携

幼児期の学校教育・保育の切れ目のない提供のため、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校等の関係者による連絡会議を開催することにより、保幼小の連携に取り組みます。

(3) 施設の在り方検討

認定こども園の整備や保育園の5歳児保育実施に伴い、今後、幼稚園ニーズが少なくなることが予想されることから、公立今婦仁保育所の統廃合を含めた在り方を検討していきます。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定こども園 【1号認定】	認定こども園 みらい 3-5歳児【15名】	認定こども園 みらい 3-5歳児【15名】	認定こども園 みらい 3-5歳児【15名】	認定こども園 みらい 3-5歳児【15名】	認定こども園 みらい 3-5歳児【15名】
保育所(園) 【2号認定】	認定こども園 みらい 3-5歳児【97名】	認定こども園 みらい 3-5歳児【97名】	認定こども園 みらい 3-5歳児【97名】	認定こども園 みらい 3-5歳児【97名】	認定こども園 みらい 3-5歳児【97名】
	今婦仁保育所 3-5歳児【48名】	今婦仁保育所 3-5歳児【48名】	今婦仁保育所 3-5歳児【48名】	今婦仁保育所 3-5歳児【48名】	今婦仁保育所 3-5歳児【48名】
	まほろば保育園 3-5歳児【66名】	まほろば保育園 3-5歳児【66名】	まほろば保育園 3-5歳児【66名】	まほろば保育園 3-5歳児【66名】	まほろば保育園 3-5歳児【66名】
	あめそこ保育園 3-5歳児【66名】	あめそこ保育園 3-5歳児【66名】	あめそこ保育園 3-5歳児【66名】	あめそこ保育園 3-5歳児【66名】	あめそこ保育園 3-5歳児【66名】
保育所(園) 【3号認定】	認定こども園 みらい 0-2歳児【60名】	認定こども園 みらい 0-2歳児【60名】	認定こども園 みらい 0-2歳児【60名】	認定こども園 みらい 0-2歳児【60名】	認定こども園 みらい 0-2歳児【60名】
	今婦仁保育所 0-2歳児【42名】	今婦仁保育所 0-2歳児【48名】	今婦仁保育所 0-2歳児【48名】	今婦仁保育所 0-2歳児【48名】	今婦仁保育所 0-2歳児【48名】
	まほろば保育園 0-2歳児【39名】	まほろば保育園 0-2歳児【66名】	まほろば保育園 0-2歳児【66名】	まほろば保育園 0-2歳児【66名】	まほろば保育園 0-2歳児【66名】
	あめそこ保育園 0-2歳児【39名】	あめそこ保育園 0-2歳児【66名】	あめそこ保育園 0-2歳児【66名】	あめそこ保育園 0-2歳児【66名】	あめそこ保育園 0-2歳児【66名】
事業所内保育 【3号認定】	おとわキッズ園 0-2歳児【9名】	おとわキッズ園 0-2歳児【9名】	おとわキッズ園 0-2歳児【9名】	おとわキッズ園 0-2歳児【9名】	おとわキッズ園 0-2歳児【9名】

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となります。

このことを踏まえ、本村では、子育てのための施設等利用申請について、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

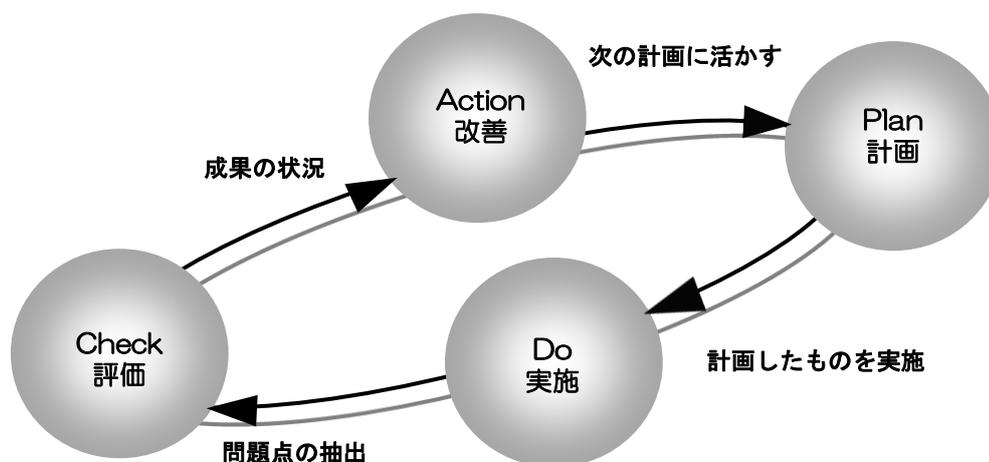
第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画に基づく「教育・保育の量の見込み・確保方策」、「地域子ども子育て支援事業の量の見込み・確保方策」、「基本理念に基づく子育て施策」について、毎年の進捗状況を PDCA サイクルを用いて庁内で点検するとともに、「今帰仁村子ども・子育て会議」で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。

また、検証した結果に基づいて施策の見直しを行い、必要に応じて計画を修正していきます。



2 関係機関との連携強化

本計画は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期などを定めたもので、計画の推進には、教育、保育、母子保健、障がい福祉などの関係機関との連携が必要です。

庁内においても、今帰仁村教育委員会 幼保連携室をはじめ、関係各課が連携して横断的に施策に取り組むとともに、家庭、地域、事業者、各種団体、他の行政機関等がそれぞれの役割を理解しながら、相互に連携を図ります。

参考資料

資料1 今帰仁村子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、今帰仁村子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、次に掲げる事項につき村長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 今帰仁村子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する事その他村長が必要と認める事項

(組織)

第4条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から村長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子どもの福祉、保育、養育等に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は互選により定めるものとし、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第7条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第4条第2項各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別な調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第8条 子育て会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 9 条 委員長及び副委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第 10 条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年今帰仁村条例第 36 号)の定めるところによる。

(部会の設置)

第 11 条 子育て会議に必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会員の互選とする。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を統括する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 子育て会議は、その定めるところにより部会の決議をもって子育て会議の決議とすることができる。

7 前 2 条の規定は、部会においても準用する。

(庶務)

第 12 条 子育て会議及び部会の庶務は、幼保連携推進室において処理する。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に行われる会議の招集は、村長が行う。

(経過措置)

3 今帰仁村子ども・子育て会議設置規則(平成 26 年今帰仁村規則第 14 号)第 3 条の規定に基づき、現にその委員を委嘱されている者は、子育て会議の委員を委嘱されたものとみなす。

資料2 今帰仁村子ども・子育て会議委員名簿(R2年2月末日現在)

任期：平成30年11月16日～令和2年11月15日

	役職名	氏名	備考
1	今帰仁村副村長	謝花 吉竹	副委員長
2	今帰仁村幼稚園・保育園保護者代表	安村 明日香	
3	今帰仁村幼稚園・保育園保護者代表	宮本 茂之	
4	今帰仁村学童保育代表	座間味 艶子	
5	今帰仁幼稚園長	玉城 洋之	
6	今帰仁村教育委員会 学校教育課長	桃原 秀樹	
7	今帰仁幼稚園	大城 禎美	
8	今帰仁村立保育所長会	與那嶺 みち子	
9	今帰仁村母子保健推進委員	重島 泰代	委員長
10	今帰仁村教育委員	上間 敦子	
11	(社)まほろば保育園	阿嘉 よね子	
12	(社)あめそこ保育園	與那嶺 成江	
13	今帰仁村教育長	玉城 奎	
事務局	今帰仁村幼保連携推進室長	宮里 晃	
	今帰仁村幼保連携推進室係	安里 さゆり	
	今帰仁村幼保連携推進室係	仲松 海人	

